

幼児教育の現状

【幼児教育を巡る動向】

- 幼児教育施設の現状 2
- 子ども・子育て支援新制度 10
- 幼児教育・保育の無償化 18

【幼児教育の質の向上に関する論点例】

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実 32
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上 50
- 幼児教育の質の評価の促進 68
- 家庭・地域における幼児教育の支援 78
- 幼児教育を推進するための体制の構築 90

【参考】

- 令和2年度概算要求（幼児教育関係） 98
- その他 114

【幼児教育を巡る動向】

幼児教育施設の現状

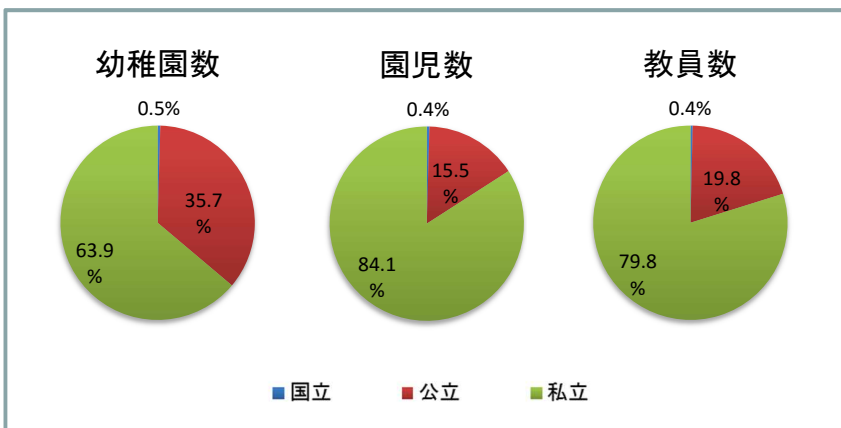
2

幼稚園数及び幼稚園児数

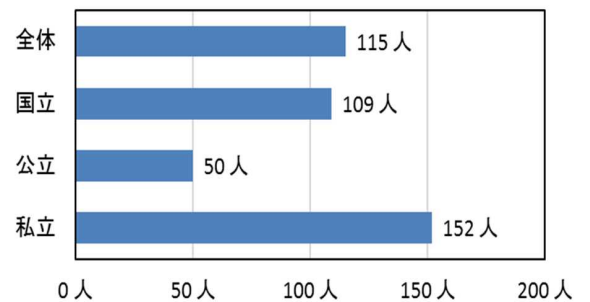
(平成30年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		10,474 園	100%	49 園	0.5%	3,737 園	35.7%	6,688 園	63.9%
園児数	合計	1,207,884 人	100%	5,330 人	0.4%	186,762 人	15.5%	1,015,792 人	84.1%
	3歳児	357,309 人	100%	1,345 人	0.4%	35,052 人	9.8%	320,912 人	89.8%
	うち前年度間入園者	53,025 人	100%	0 人	0.0%	334 人	0.6%	52,691 人	99.4%
	4歳児	411,642 人	100%	1,969 人	0.5%	67,687 人	16.4%	341,986 人	83.1%
	5歳児	438,933 人	100%	2,016 人	0.5%	84,023 人	19.1%	352,894 人	80.4%
教員数(本務者)		95,592 人	100%	351 人	0.4%	18,932 人	19.8%	76,309 人	79.8%

(出典:平成30年度学校基本調査)



1園当たりの在園児数

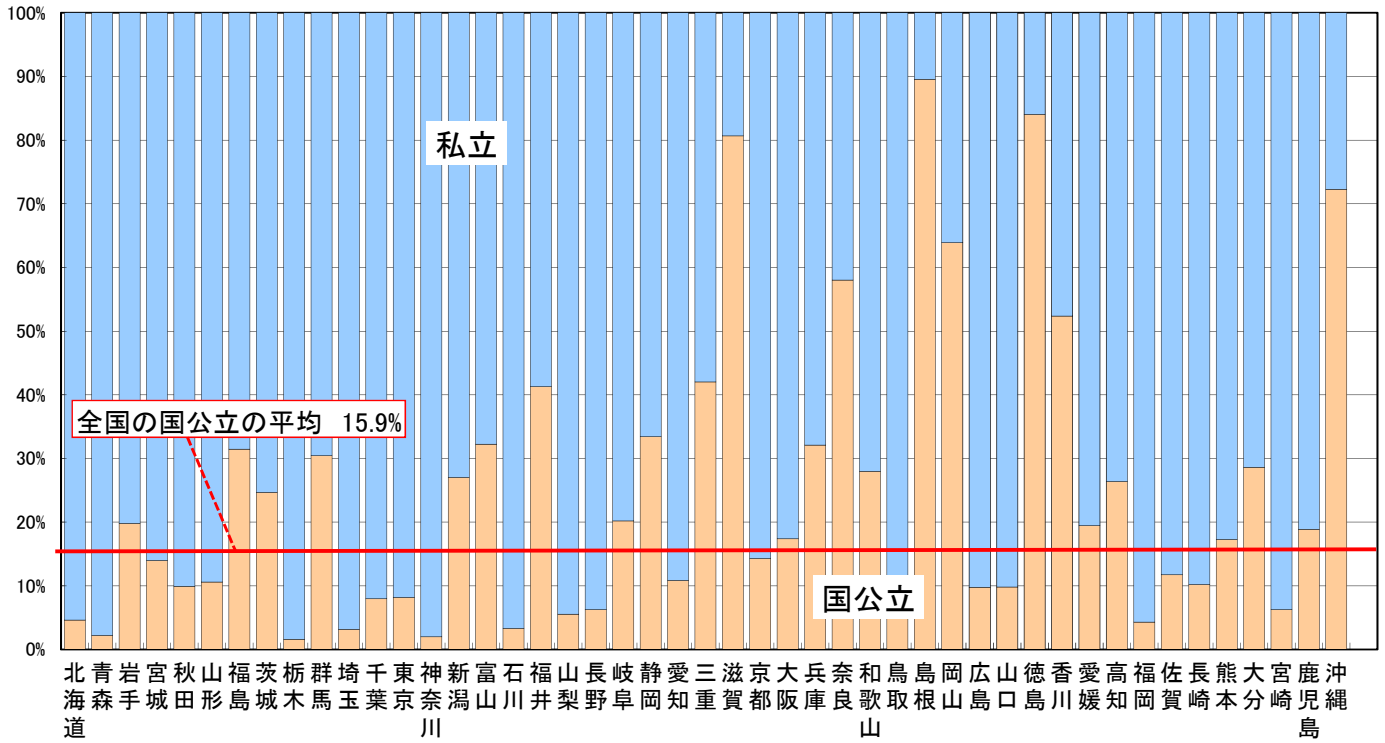


(注) ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。
 ・幼稚園数、在園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

3

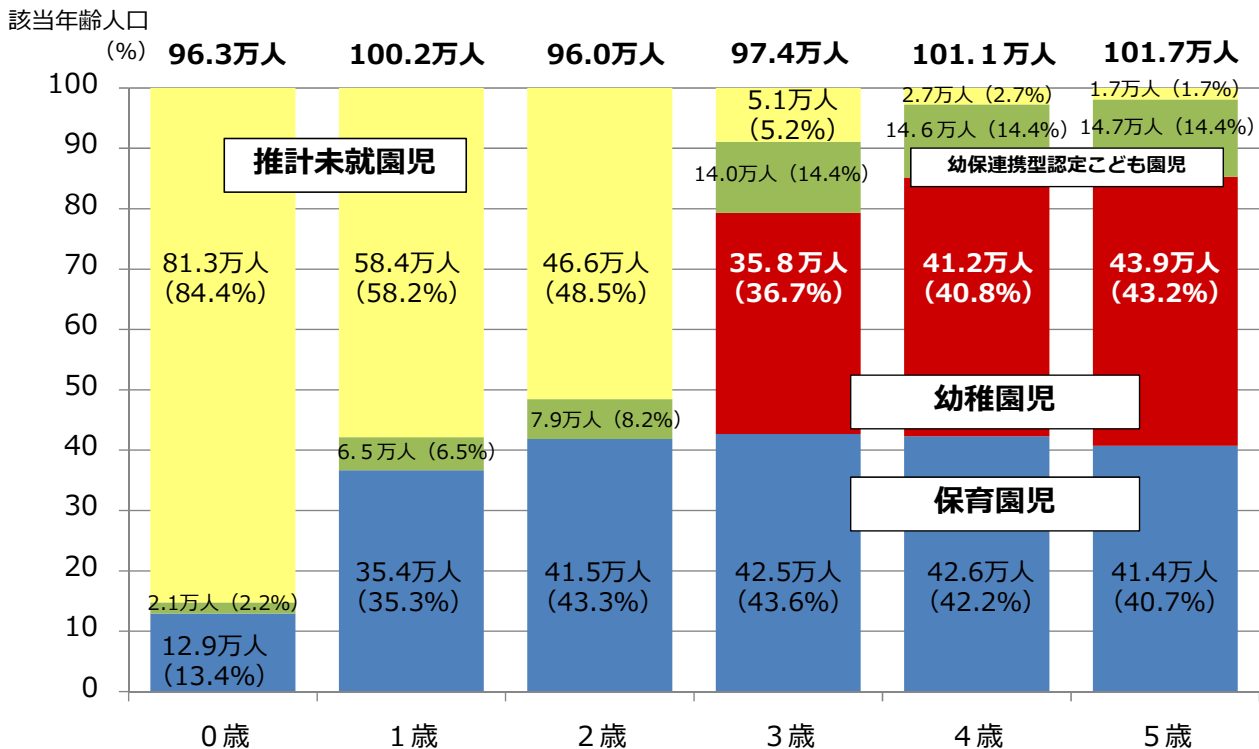
幼稚園の園児の公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(H30年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に2割以下のところもある。



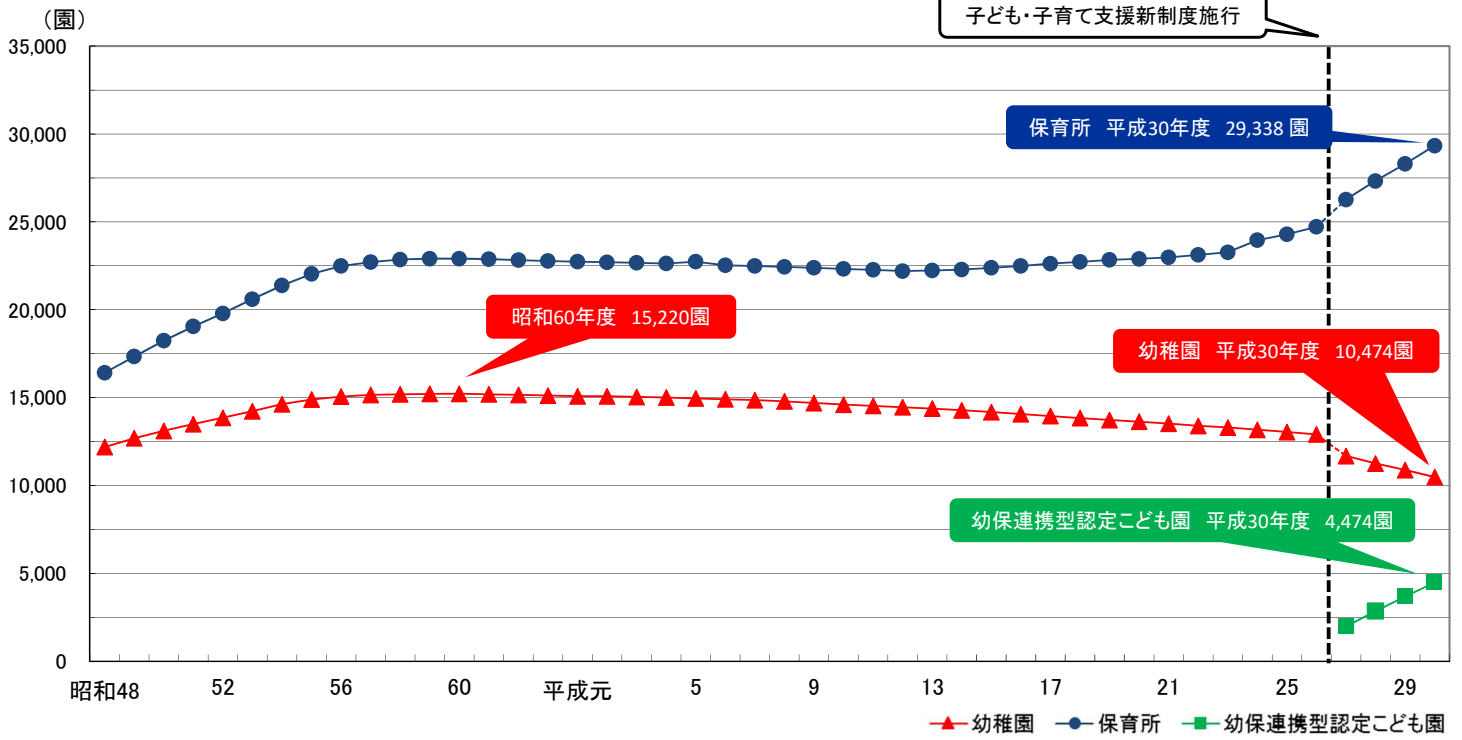
文部科学省「学校基本調査(平成30年度)」

幼稚園・保育所等の年齢別利用者数及び割合 (平成30年度)



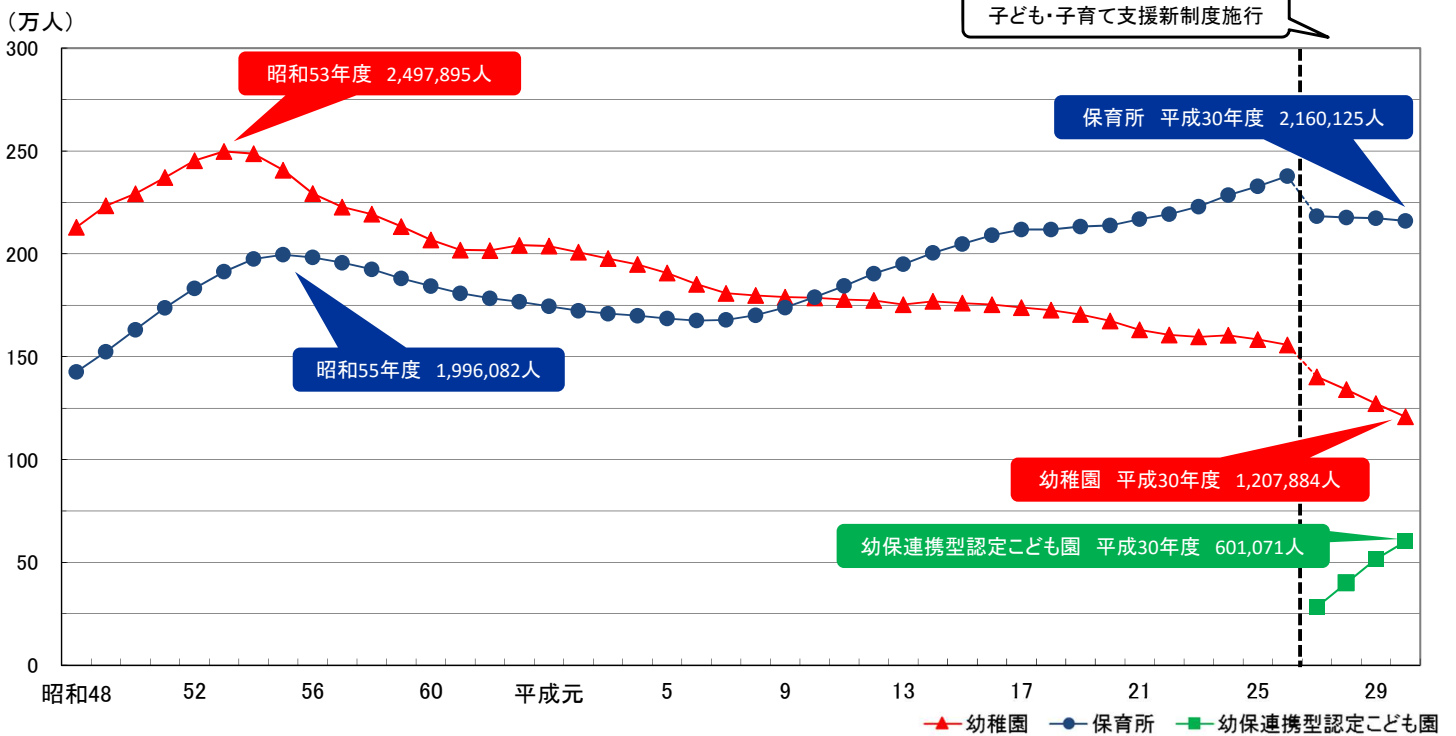
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成29年10月1日現在)より。
 ※幼保連携型認定こども園の数は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」(平成30年4月1日現在)より。
 ※幼稚園の数は平成30年度「学校基本調査」(確定値、平成30年5月1日現在)より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。
 ※保育園の数は平成30年の「待機児童数調査」(平成30年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成29年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数に基づき按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の施設数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の在園者数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

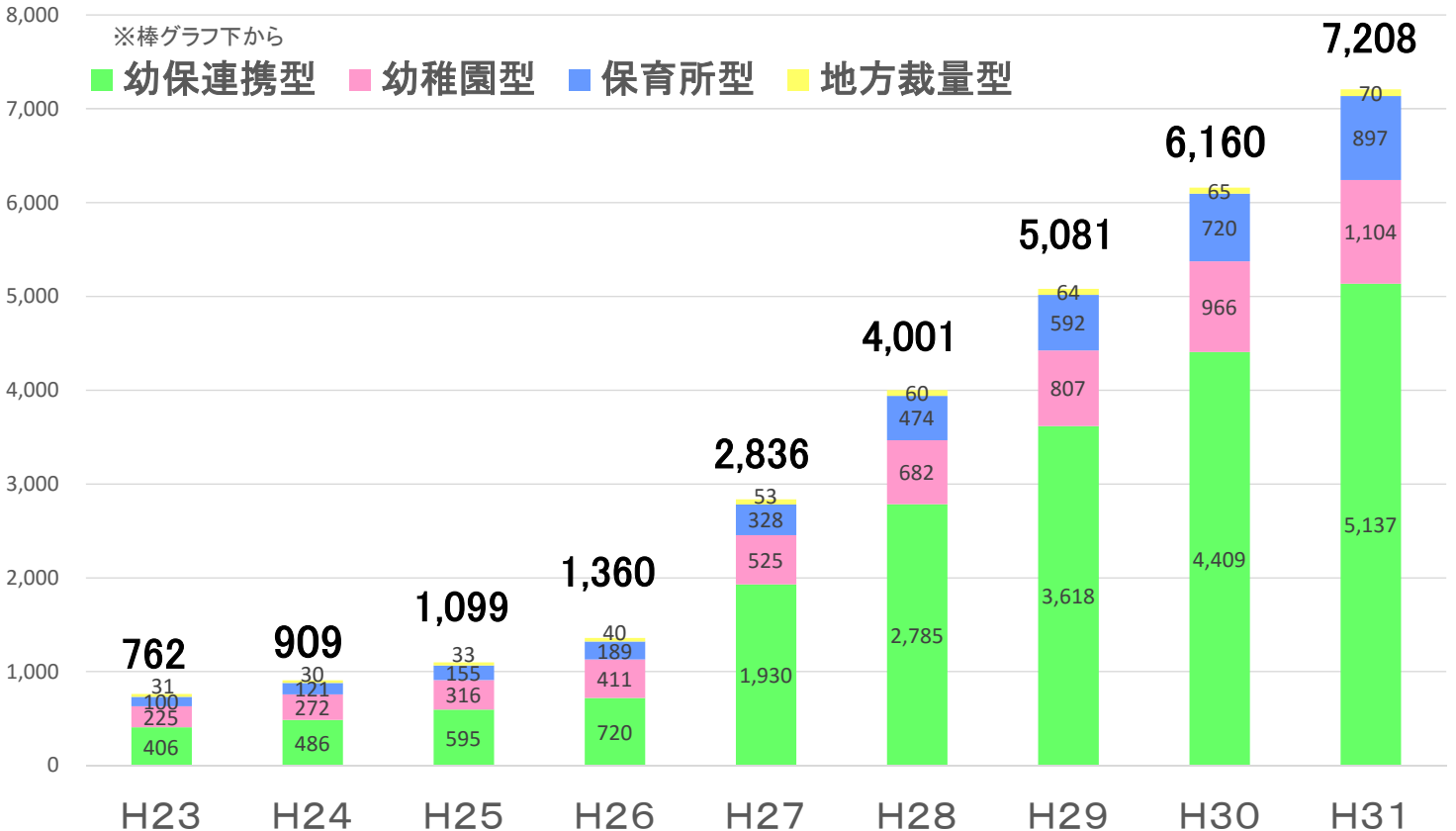
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
7,208 H30 (6,160)	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H31		H30	H31		H30	H31
北海道	344	408	石川県	180	224	岡山県	86	111
青森県	260	287	福井県	107	123	広島県	134	169
岩手県	81	95	山梨県	64	70	山口県	53	60
宮城県	44	59	長野県	68	77	徳島県	54	60
秋田県	89	94	岐阜県	101	130	香川県	46	67
山形県	75	85	静岡県	247	274	愛媛県	74	84
福島県	90	105	愛知県	169	208	高知県	34	36
茨城県	198	215	三重県	40	55	福岡県	112	132
栃木県	116	129	滋賀県	85	97	佐賀県	74	85
群馬県	206	229	京都府	77	108	長崎県	135	154
埼玉県	93	119	大阪府	573	655	熊本県	133	148
千葉県	145	178	兵庫県	463	509	大分県	127	143
東京都	129	145	奈良県	60	71	宮崎県	178	192
神奈川県	140	187	和歌山県	52	58	鹿児島県	198	228
新潟県	152	197	鳥取県	40	45	沖縄県	79	129
富山県	103	116	島根県	52	58	合計	6,160	7,208

認定こども園数の推移



(平成31年4月1日現在)

子ども・子育て支援新制度

10

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

11

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳

保育所 0~5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体

仕事と子育ての
両立支援

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園 中等教育学校
 小学校 特別支援学校
 中学校 大学
 高等学校 高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果 (抜粋)

- ・調査対象 全ての都道府県、市区町村 ※東京都の離島等9市区町村を除く 私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- ・調査時点 平成30年4月1日

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (実績)

<母数：7,804園 (廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

	平成27年4月1日現在		平成28年4月1日現在		平成29年4月1日現在		平成30年4月1日現在	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+6%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (見込み)

<母数：7,804園 (廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

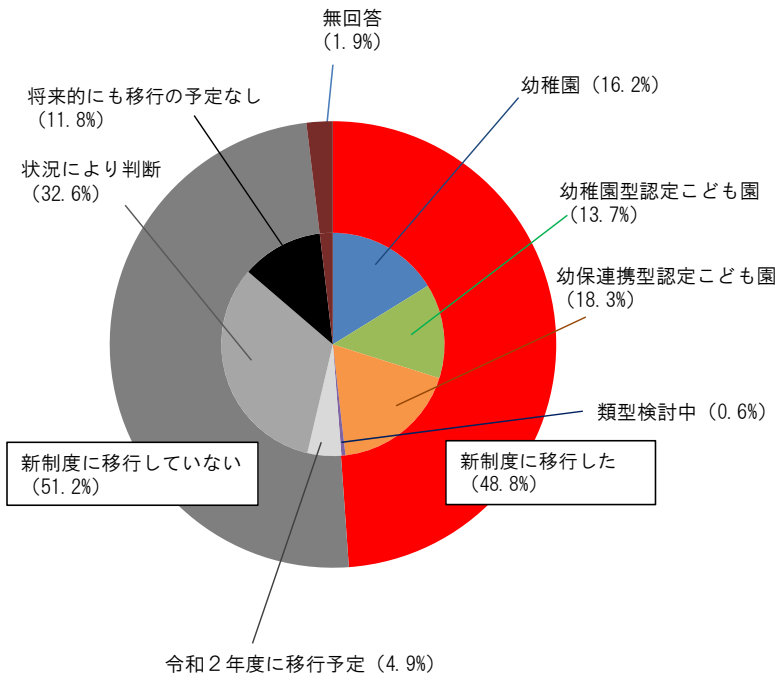
令和元年度までに新制度に移行(移行する方向で検討中を含む)	3,812園 <前年度+541園>	48.8% <前年度+6.9%>
認定こども園となって移行	2,504園	32.1%
幼保連携型認定こども園	1,426園	18.3%
幼稚園型認定こども園	1,069園	13.7%
施設の種類については検討中	9園	0.1%
幼稚園のまま移行	1,263園	16.2%
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	45園	0.6%
令和2年度以降に移行を検討・判断	2,926園	37.5%
令和2年度以降、新制度へ移行(移行する方向で検討中を含む)	382園	4.9%
状況により判断	2,544園	32.6%
将来的にも移行する予定はない	918園	11.8%
無回答	148園	1.9%

(注1) 移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園となった園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

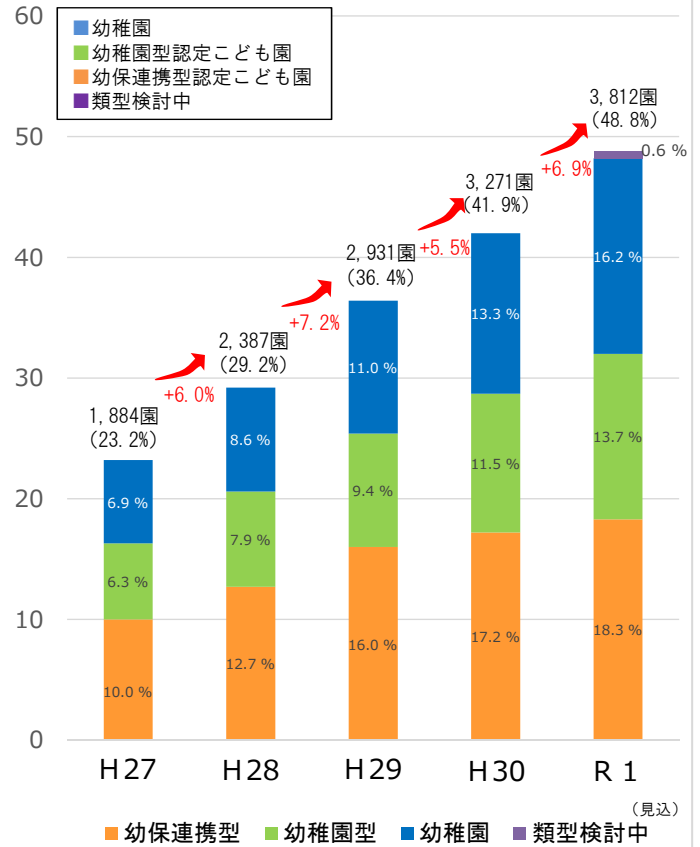
(注2) 四捨五入により合計が一致しないことがある

令和元年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

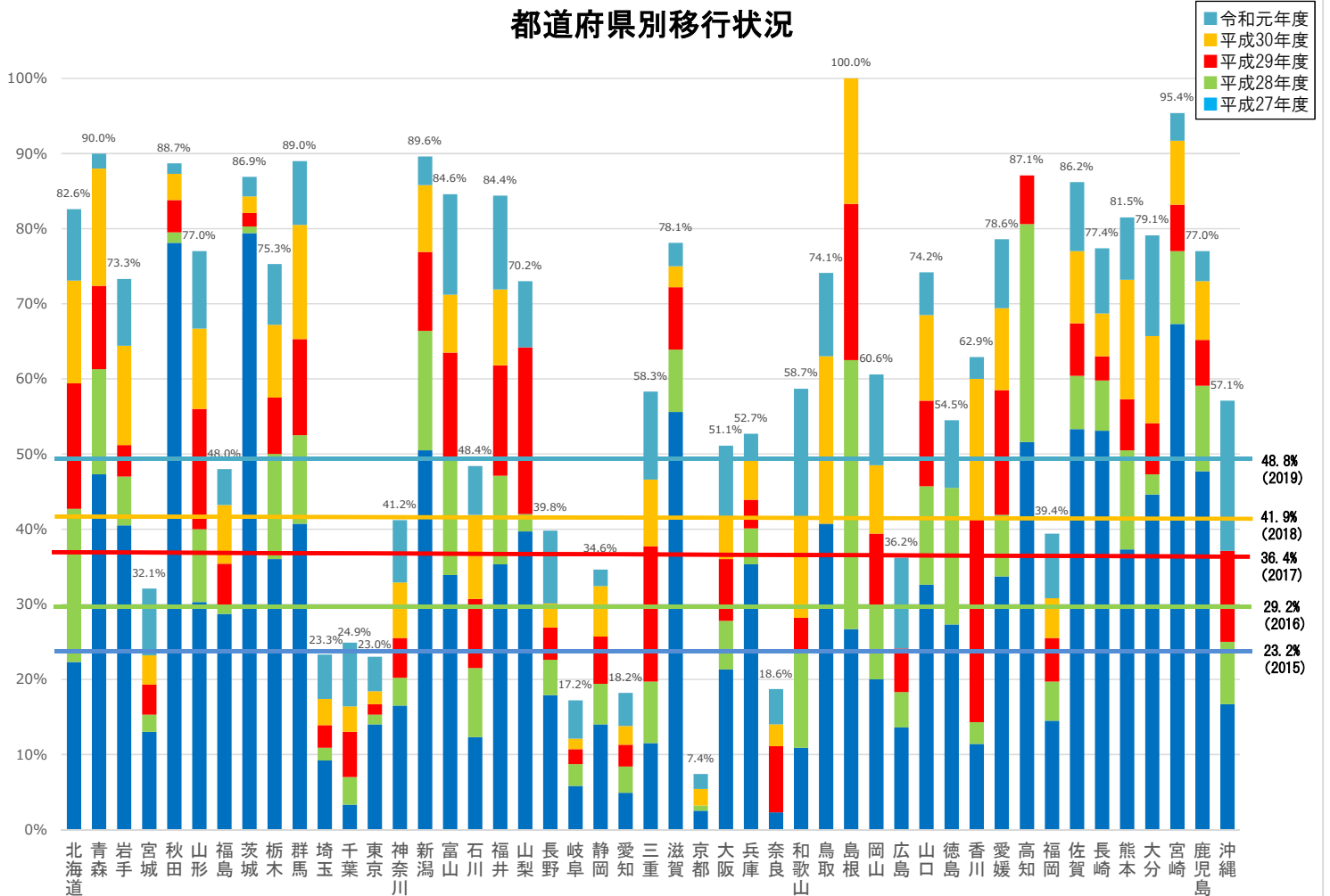
〈令和元年度における移行状況の内訳（予定）〉



〈移行状況の推移〉



都道府県別移行状況



幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場(法定)
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場(法定)
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)
(地方側) 山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長
(政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
- ・令和元年5月31日 幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
- ・令和元年10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

20

諸外国における幼児教育無償化の取組例

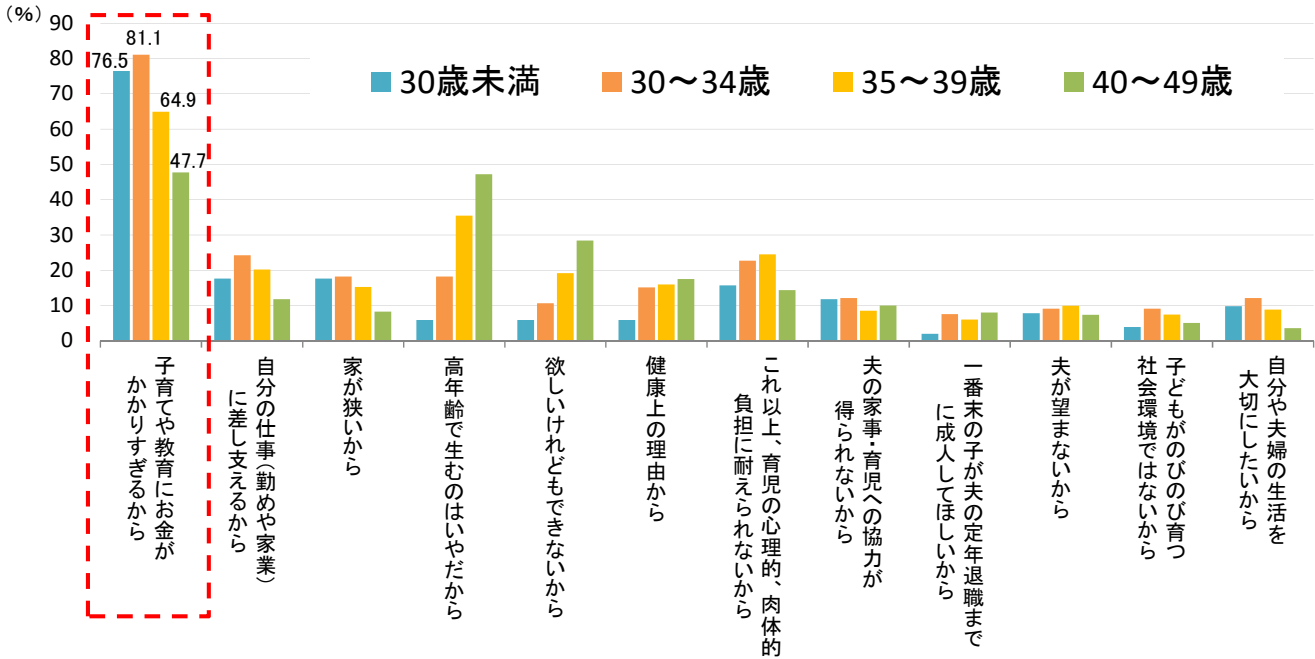
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに全ての3～4歳児(※5歳から義務教育)に対する幼児教育の無償化を実現(週12.5時間、年33週分が上限)。 ・ 2010年に無償化の対象時間を拡大(週15時間、年38週分が上限) ・ 2014年に低所得世帯(年収16,190ポンド(240万円)以下等の基準に該当する世帯)の2歳児(全体の40%)も無償化。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定(2012年)。 ・ 公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○ 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

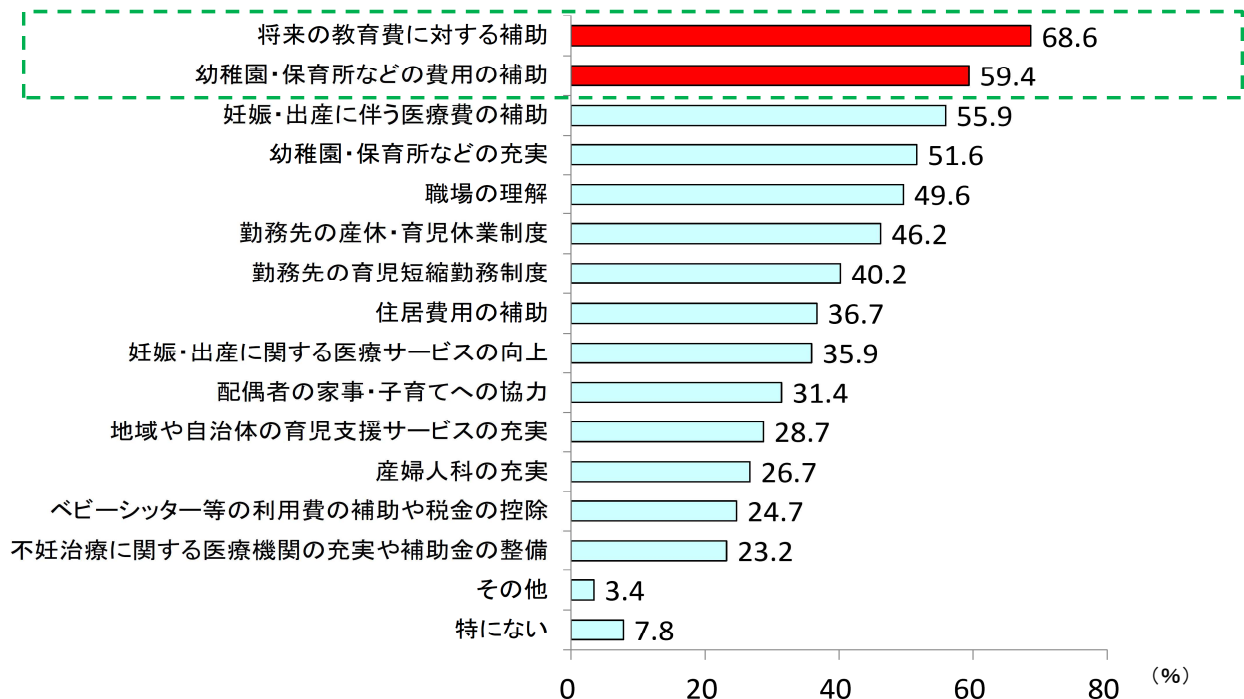


(注) 妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

教育費等への補助を求める意見が多い

○ 「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

※20代、30代の男女を対象とした調査。

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

24

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

25

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他





- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日


令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

幼児教育・保育の無償化の対象者・対象施設について

共働き世帯等(保育の必要性あり)

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 0歳～2歳 (住民税非課税世帯)			○	○	○	○
 満3歳児 (住民税非課税世帯)	○	○	○	○	○	○
 満3歳児 (上記以外)	○		○ (1号のみ)			
 3歳～5歳 (満3歳を迎えた次の4月～)	○	○	○	○	○	○

専業主婦世帯(保育の必要性なし)

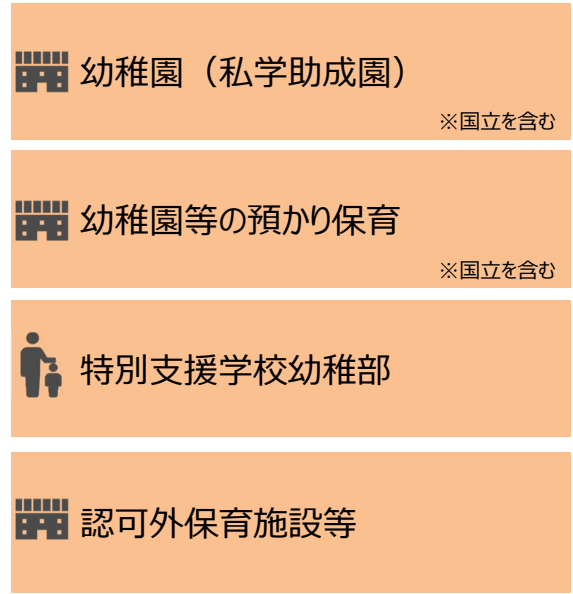
	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 満3歳～5歳 (満3歳を迎えてから～)	○		○			

幼児教育・保育の無償化の対象施設と無償化の方式について

子ども・子育て支援新制度対象施設



その他の無償化対象施設・事業



子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）
 ⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なる。

子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。
 ⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算：3,882 億円（公費）

－ 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分	主な負担割合	国・地方合計（億円）			予算科目	
		国	地方			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	－	818	－
<未移行> 私立幼稚園等	①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補足給付)	
認可外保育施設等	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金	
預かり保育等	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金	
合計		3,882	1,532	2,349	－	

※四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
 ※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする（令和元年度予算において計上（総務省））。

(事務費)

- ・ 初年度（令和元年度）の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目（令和2年度）を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～令和5年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算（192億円）及び令和元年度予算（62億円）を活用して対応。

今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る国と地方の財源負担(試算)について
 (令和元年度予算を基にした平年度ベースでの試算)

法律上の 位置付け	区分		国・地方合計(億円)			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付費等	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,118	2,059	1,030	1,030
		公立	1,635	-	-	1,635
施設等利用費	<未移行> 私立幼稚園等		1,393	697	348	348
	認可外保育施設等		282	141	70	70
	預かり保育等		336	168	84	84
合計			7,764	3,065	1,532	3,167

<備考>

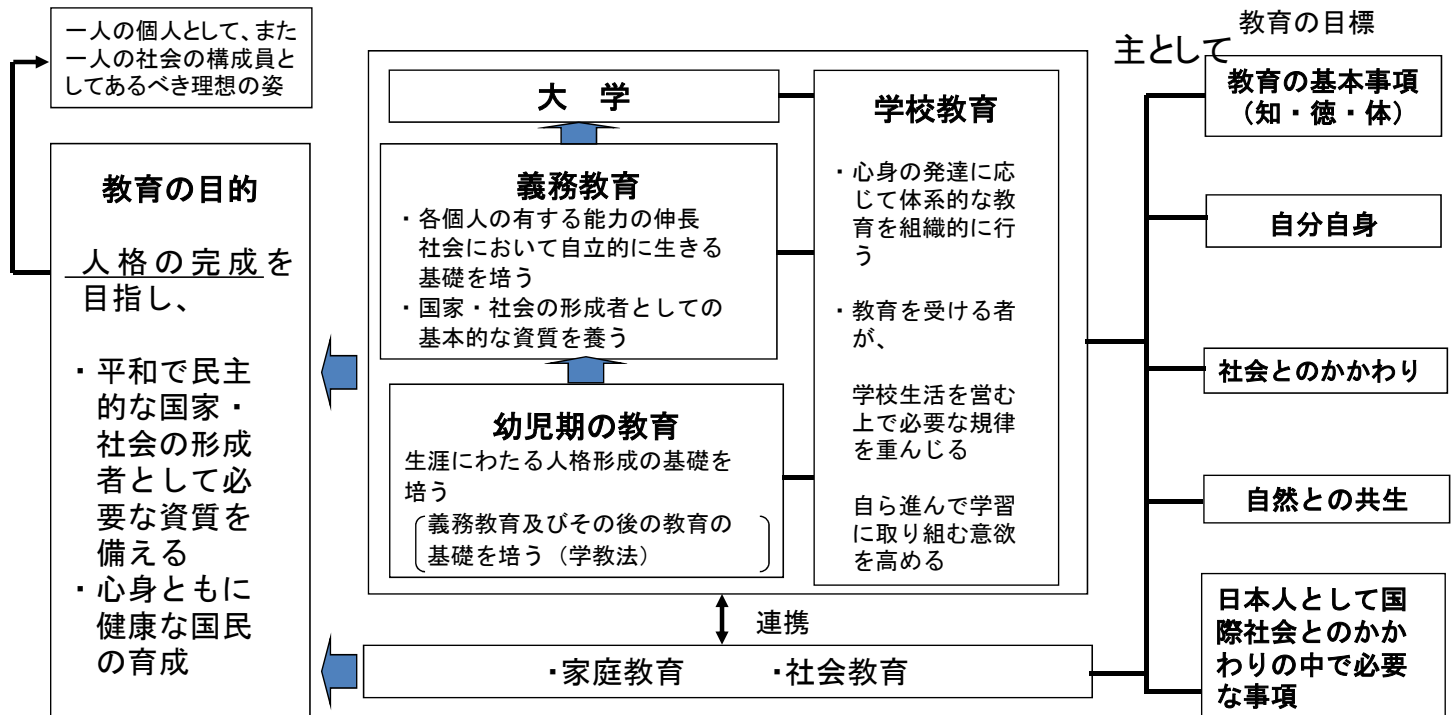
四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
 地域型保育給付費は私立保育所の内数として計上

【幼児教育の質の向上に関する論点例】

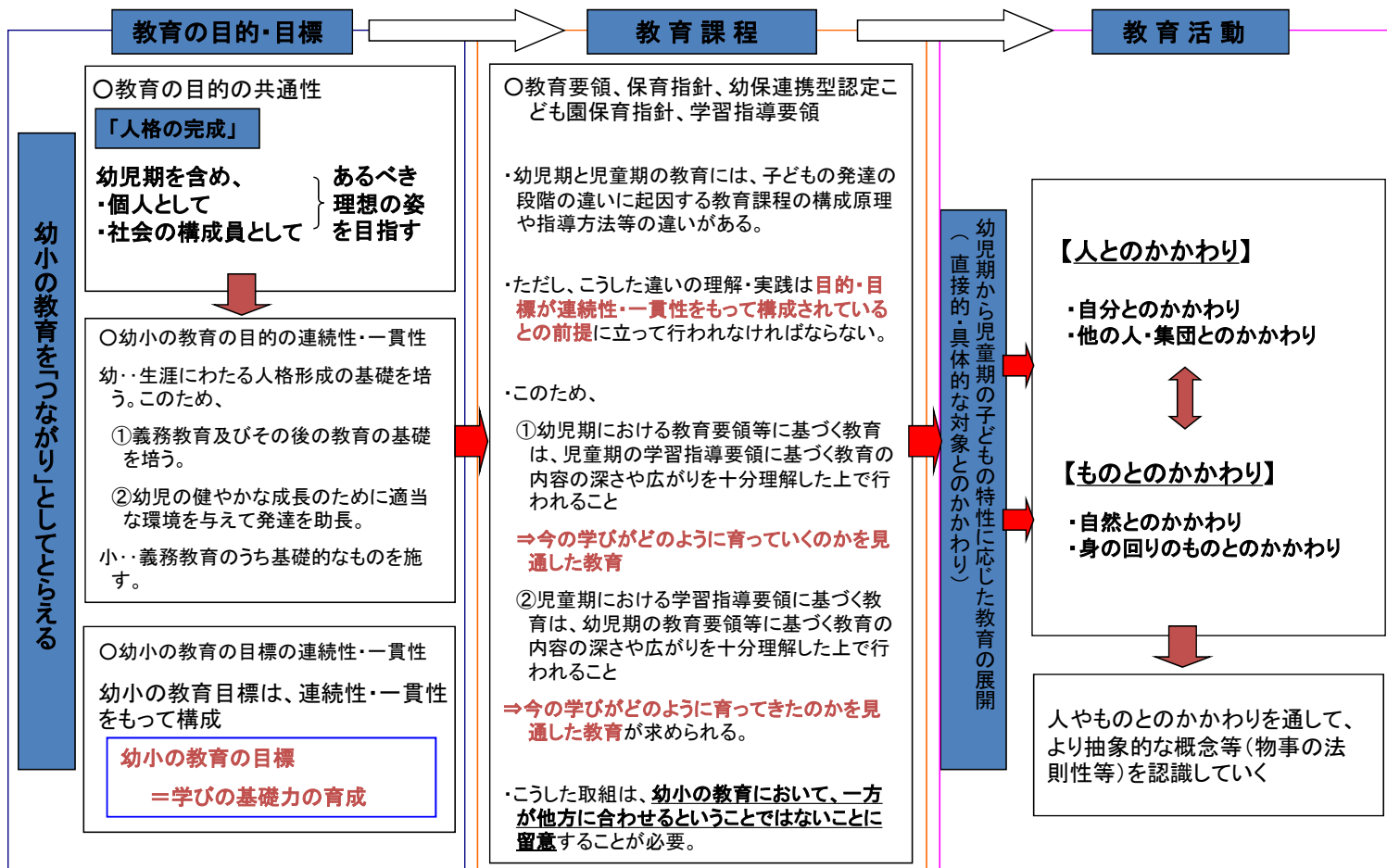
幼児教育の内容・方法の改善・充実

教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。



※「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。



※「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」
平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 より作成

幼稚園の目的・目標

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

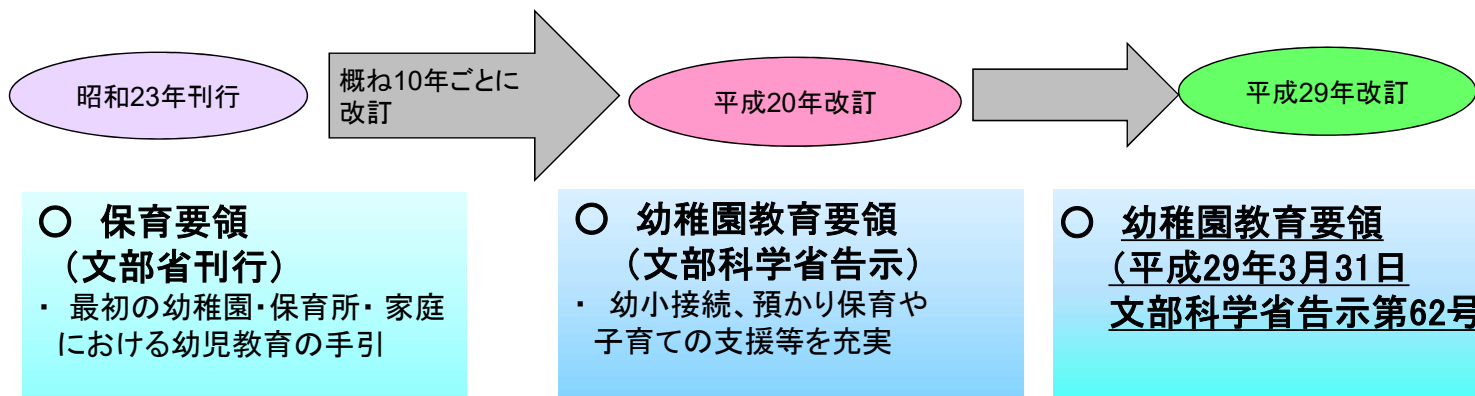
根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

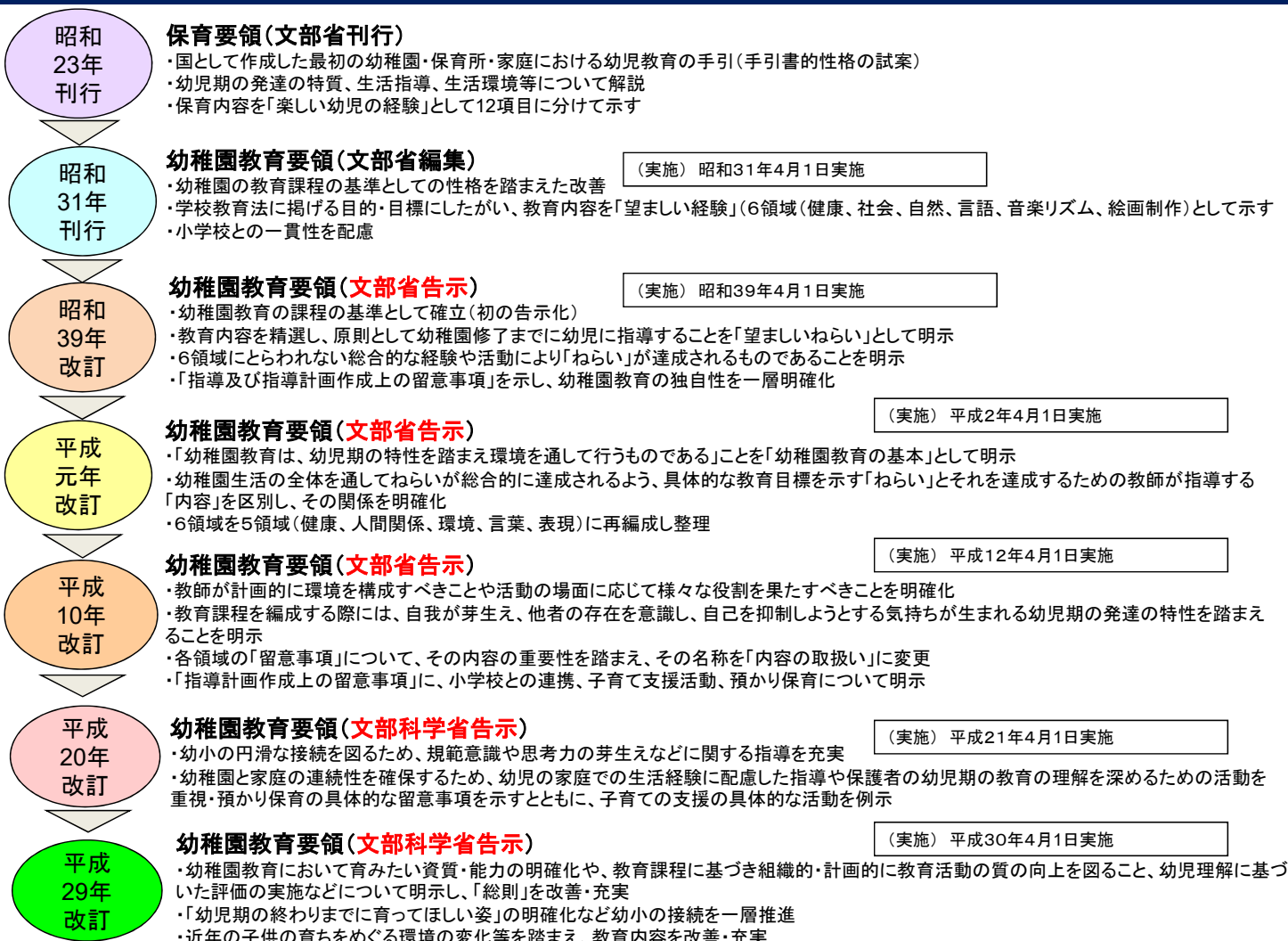
○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



36

(参考) 幼稚園教育要領等の変遷



37

時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 <内容について一層の整合性を図っている>	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

幼稚園教育要領の改訂のポイント

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化や幼児理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実など総則を改善・充実。
- 近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実。

1. 総則の改善・充実

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確化。
- 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

※「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目について幼児の具体的な姿を示す。

2. ねらい及び内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

(1) 領域「健康」

- 見通しをもって行動すること。
- 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。
- 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。

(2) 領域「人間関係」

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
- 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行う事の充実感を味わうことができるようにすること。
- 自分のよさや特徴に気付くようにすること。

(3) 領域「環境」

- 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。
- 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。○自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

(4) 領域「言葉」

- 言葉に対する感覚を豊かにすること。
- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

(5) 領域「表現」

- 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

40

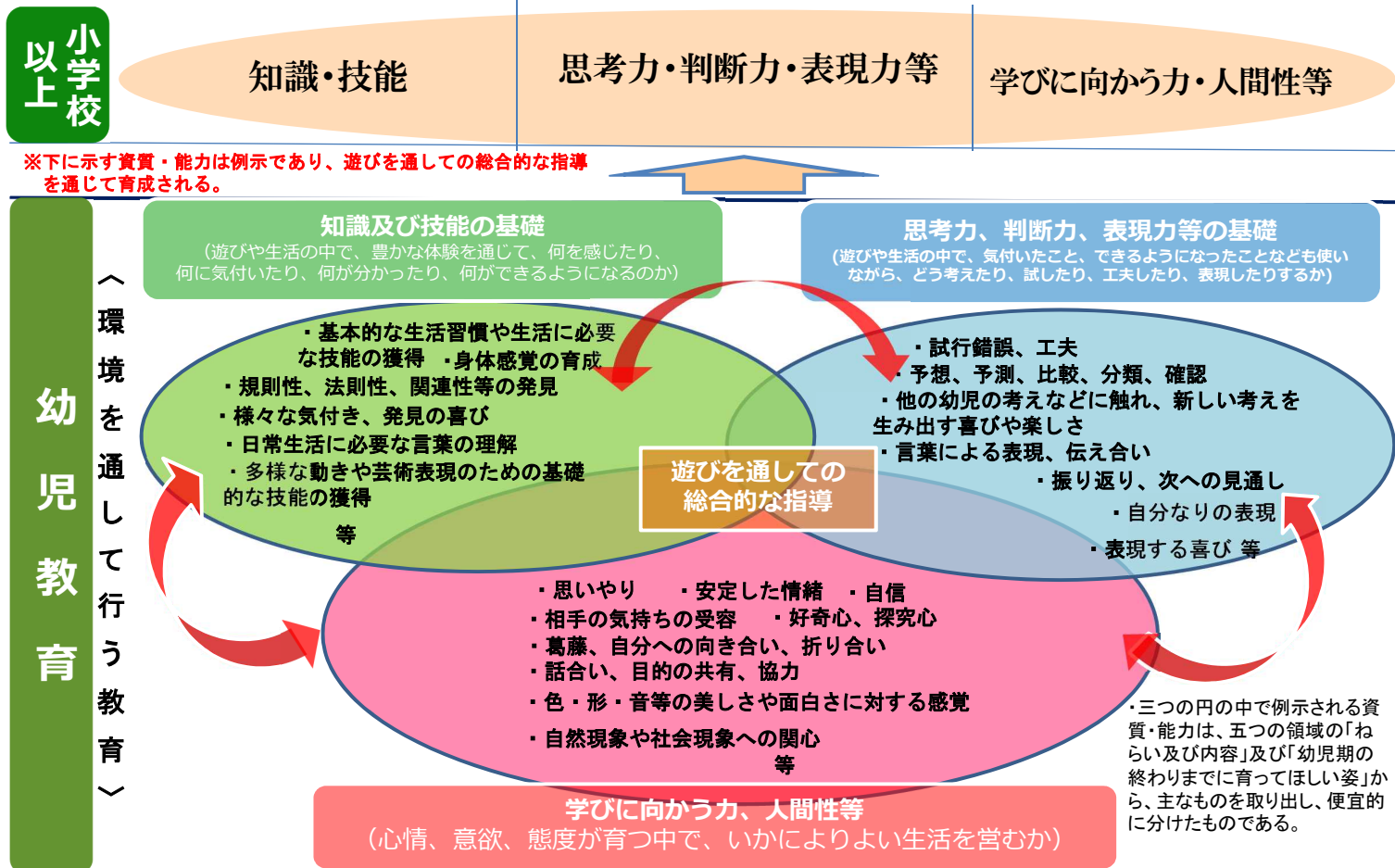
3. 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に関する改善・充実

幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくために、以下の事項を改善・充実。

- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成する際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

41

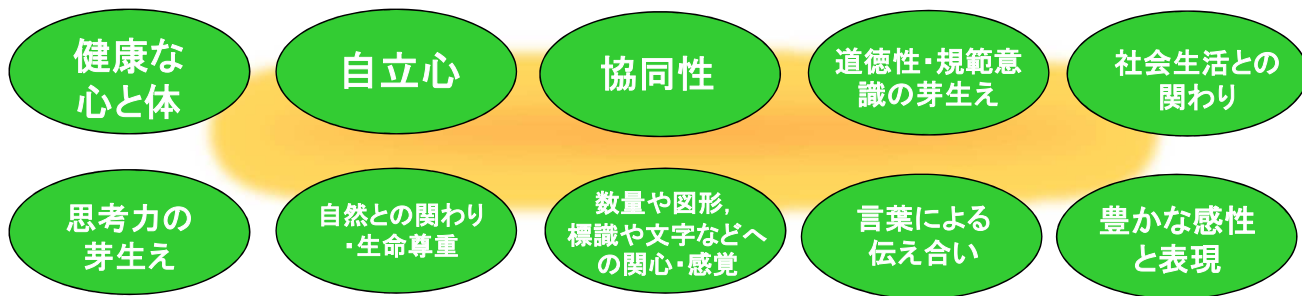
幼児教育において育みたい資質・能力の整理



42

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくりたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

43

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

(参考) 小学校学習指導要領 ※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

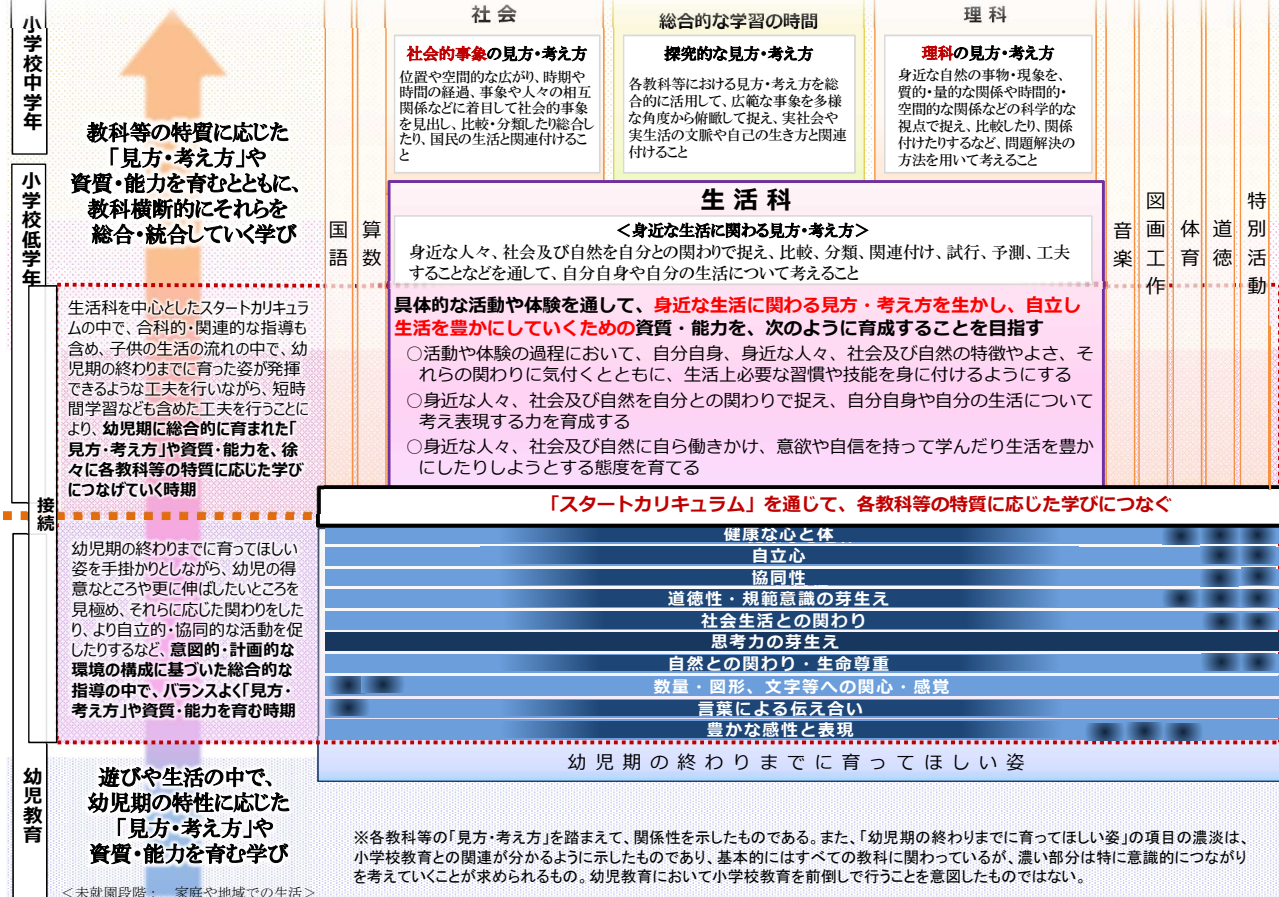
第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

スタートカリキュラムのイメージ



幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(認定こども園法第6条)。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

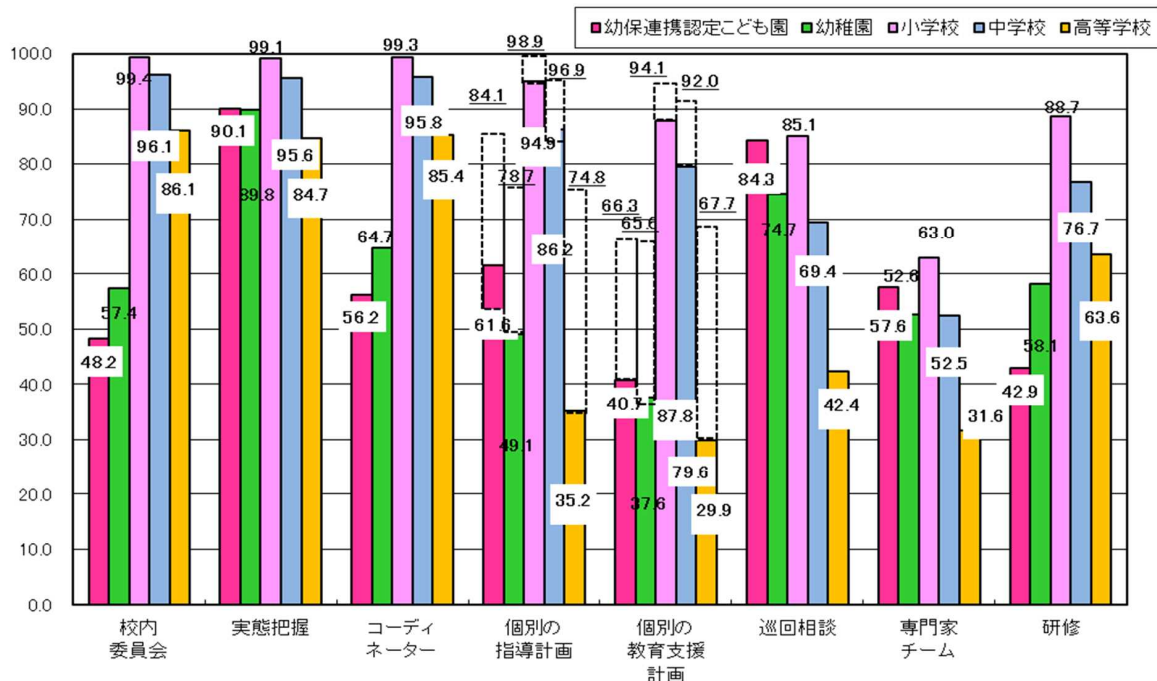
基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
 - ・ 修了時まで育てほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化※小学校との接続
 - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
 - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
 - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
 - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
 - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
 - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
 - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
 - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

特別支援教育に関する体制整備状況

幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握や、巡回相談の活用が7割～9割の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等は他校種に比べて少ない。

国公私立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成29年度)



※下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、個別の指導計画または教育支援計画の作成を必要とする、児童生徒等を有する学校のみを対象とした場合の作成状況(率)を示す。

※文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査」

48

1) 校内委員会

学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

2) 実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

なお、発達障害についての実態把握に当たっては、平成11年7月の「学習障害児に対する指導(報告)」及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」で示された実態把握のための観点(試案)も参照のこと。

3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされている者を指す。

4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

6) 巡回相談

指導上の助言・相談が受けられるよう専門的知識をもった教員・指導主事等が、幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校等を巡回し、教員に対して、障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

7) 専門家チーム

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校等に対して発達障害等か否かの判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

8) 特別支援教育に関する教員研修

この調査では、次の基準により集計を行った。

○研修:特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義(講義名に明記されているもの。演習・協議等を含む。)を含む教員研修のうち、特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のもの。

幼児教育を担う人材の確保

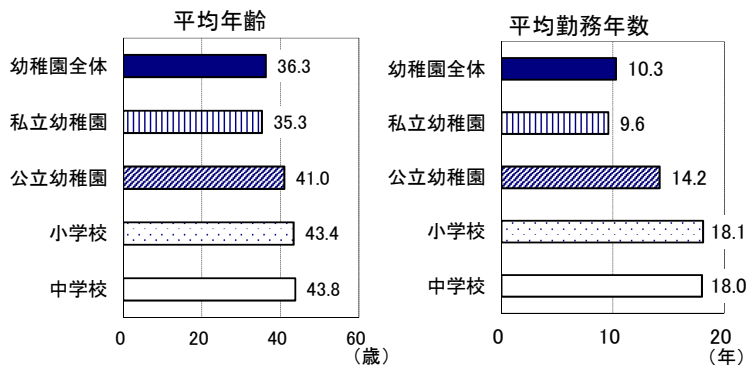
・ 資質及び専門性の向上

幼稚園教諭等の専門性向上に関する状況

幼稚園教諭等の専門性向上に関する主な状況

現場

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育が基本。
- 新幼稚園教育要領の着実な実施、幼小連携の取組、特別な配慮を必要とする幼児への対応など。
- 小中学校と比較し、平均年齢が若く、平均勤務年数が短い。



※教員とは園長(校長)、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭の合計である。
(代替教員、実習助手は除く。)

(出典)「平成28年度学校教員統計調査」(平成28年10月1日現在)

- 多くの幼稚園は、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動を実施。
預かり保育を実施する幼稚園: 全体の85.2%(公立:66.0%、私立:96.5%)(H28)。
※うち34.8%は、預かり保育のための人員確保をしていない(公立:30.7%、私立:36.5%)

※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

幼稚園教諭等の研修に関する主な取組例

国

- 教育公務員特例法等の一部改正(H28年度)(教師の資質向上に係る新たな体制の構築等)
- (独)教職員支援機構と連携した幼児教育指導者養成研修や、幼稚園担当指導主事等を対象とした会議の実施
- (独)国立青少年教育振興機構による幼児教育関係の指導者向けシンポジウムの開催
- 調査研究の実施(幼児教育実態調査、OECD国際幼児教育・保育従事者調査等)
- 研修のための環境整備(研修の実施に必要な費用の支援、研修参加のための費用及び代替要員に係る費用の支援、園務改善のためのICT化支援、一時預かり・預かり保育への支援等)等

地方公共団体

- 教育委員会と大学等からなる協議会の設置、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、教員研修計画の策定
- 法定研修のほか、園長研修等、自治体独自の研修の実施
- 指導主事や幼児教育アドバイザー等による巡回訪問、園内研修・公開保育等への支援
- 研修のための環境整備等

関係団体

- (一社)保育教諭養成課程研究会による「幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド」の作成(文部科学省委託)
- (公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構による「研修ハンドブック」の作成等

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備**
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点**の整備などを提言。

1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

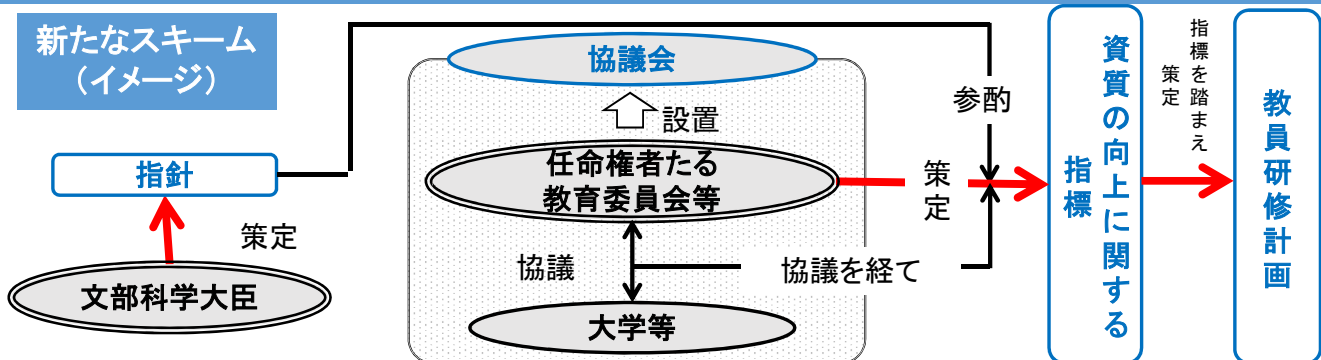
- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

52

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要②



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を**「独立行政法人教職員支援機構」**に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

53

教員養成に関する近年の政策動向について

教員養成に関する課題

- 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じて速やかな単位数の変更が困難
- 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
- 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるように、教職課程の内容を充実。

教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 英語については特に指導法、専門科目についても作成

全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

- 改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

教職課程において充実させた内容の例

- ・領域に関する専門的事項
- ・特別支援教育の充実
- ・学校体験活動
- ・ICTを用いた指導法
- ・学校と地域との連携
- ・チーム学校への対応
- ・学校安全への対応
- 等

教職課程コアカリキュラムの例(保育内容の指導法の場合)

全体目標	幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する課程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構築する方法を身に付ける。
一般目標	幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。
到達目標	1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。
	2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。
	3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
	4) 領域ごとの幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

54

幼稚園教諭等への研修の実施状況

都道府県・指定都市が行う幼稚園教諭等を対象とした研修の状況

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する実施が義務づけられている新規採用教員研修を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する新規採用教員研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中63団体あった。実施団体のうち、84.1%(53団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
なお、平均研修日数は下表のとおり。

公立幼稚園教員に対する新規採用教員研修の実施要項等で示されている研修日数(研修を実施した都道府県・指定都市の平均)

	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度
園内	10.2日	9.8日	9.7日	9.4日	8.7日
園外	10.3日	9.5日	9.6日	9.4日	8.9日

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する実施が義務づけられている10年経験者研修を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する10年経験者研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中54団体あった。そのうち、57.4%(31団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
- 新規採用教員研修及び10年経験者研修以外の教員研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中62団体であり、そのうち91.9%(57団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
- 園長への研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中50団体であり、そのうち78.0%(39団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

55

初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数: 週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数: 年間25日間以上

- ①教育センター等における講義、演習
- ②企業・福祉施設等での体験
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

※実施者: 任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)

※根拠法: 教育公務員特例法附則第5条

※研修内容: 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 園内研修

園内において、研修指導員による指導及び助言による研修を実施する。
研修日数: 年間10日間

II. 園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修を実施するとともに、宿泊研修を行う。
研修日数: 年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)

56

初任者研修の実施状況(平成29年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成29年度)調査結果

※調査対象: 115都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園: 1,182人 幼保連携型認定こども園: 890人 小学校: 14,450人 中学校: 7,274人
高等学校: 4,325人 特別支援学校: 2,951人 合計31,072人

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.9時間	7.9時間	8.1時間	8.0時間

【初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
18.8日	18.8日	18.5日	18.8日

【幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る研修の年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修(平均)	9.7日	9.3日
校外研修(平均)	9.3日	8.8日

57

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的: 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
※幼稚園については、任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

<10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 長期休業期間等の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 教育センター等

講師: ベテラン教員、指導主事

内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 主として学校内

指導助言: 校長、教頭、教務主任等

内容: 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況(平成29年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成29年度)調査結果

※調査対象: 115都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園: 448人 幼保連携型認定こども園: 233人 小学校: 11,649人 中学校: 5,879人
高等学校: 3,058人 特別支援学校: 1,753人 合計23,020人

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【研修の実施時期の設定方法】

単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
91.3%	8.7%

【単年で設定の場合、研修の対象となる教職経験年数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8年目	2.4%	0.0%	1.0%	1.0%	1.8%	1.8%
9年目	2.4%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10年目	28.6%	22.7%	24.8%	24.8%	25.0%	22.8%
11年目	57.1%	68.2%	67.6%	67.6%	64.3%	64.9%
12年目	2.4%	0.0%	3.8%	3.8%	5.4%	5.3%
13年目	4.8%	4.5%	1.9%	1.9%	1.8%	3.5%
その他	2.4%	0.0%	1.0%	1.0%	1.8%	1.8%

【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
12.8日	11.6日	23.3日	23.4日	24.1日	23.5日

幼稚園教諭の免許状の保有状況について

- 幼稚園教諭の免許状保有状況については、**68%**が二種免許状であり、他学校種に比べて多い。
- 幼稚園教諭免許状（普通免許状）と保育士資格の併有状況については、現職の幼稚園の園長・教頭・教諭のうち**82%**が併有。

※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校			高等学校				
	国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立	国立	公立	私立		
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1	19.2	50.2	20.3	15.9
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2	79.8	49.3	79.2	81.6
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3	0.3	0.4	0.3	0.4
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4	0.7	0.1	0.2	2.1

- ※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。
- ※ 「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。
- ※ 文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

【令和元年度】幼稚園免許法認定講習等推進事業 採択先一覧

- 都道府県
- 大学



幼稚園教諭と保育士の比較

幼稚園教諭と保育士は、ともに幼児(児童)を対象にする職種であるが、他方で、学校に勤務する教育職員としての性格と、児童福祉施設に勤務する福祉職員の性格など、異なる専門性を有している。

	幼稚園教諭(幼稚園教諭免許状)	保育士(保育士資格)
資格	幼稚園教諭免許状の取得	保育士登録簿への登録
資格の根拠法	教育職員免許法(第3条ほか) 教育職員は免許状所有者でなければならない。	児童福祉法(第18条の4ほか) 専門的知識・技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う。
資格の要件	<p>①基礎資格(学位等)を有し、免許法に定める単位を修得</p> <p>○専修免許状:修士(大学院修了程度) (認定機関数)^{注1} (免許状取得者数)^{注2} ○一種免許状:学士(大学卒程度) 大学院 114校 専修 199人 ○二種免許状:短期大学士(短大卒程度) 大学 263校 1種 16,451人 短大 212校 2種 27,185人 専攻科・短大専攻科・指定教員養成機関 46校 計 43,835人 計 635校 注1:平成30年4月1日現在 注2:平成29年度</p> <p>②幼稚園教員資格認定試験に合格(平成17年度から実施) 受験資格:高卒以上かつ20歳以上で保育士として3年以上の在職経験を有する者。 【合格者数:21人(受験者数:98人)(平成30年度)】</p> <p>③教育職員検定に合格(人物、身体、実務及び学力の検定) 実務及び学力の検定:基礎となる免許状を有した上での免許法に定める年数の教員としての在職経験+単位を修得</p> <p>④実務及び学力の検定に係る特例(令和7年3月31日まで) 基礎資格(学位等)を有し、保育士として3年かつ4,320時間の在職経験+免許法に定める8単位を修得</p>	<p>①指定保育士養成施設の卒業</p> <p>(施設数) (資格取得者数) 大学 275校 12,812人 短大 238校 21,728人 専修等 171校 5,369人 計 684校 39,909人 (平成30年度)</p> <p>②保育士試験に合格 受験資格:大学・短大卒、高卒+実務2年、中卒+実務5年 合格者数:19,483人/74,371人(平成30年度)</p>
履修単位(①)	最低124単位(一種免許状の場合) (学士を取得するために124単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は59単位必要。) 最低62単位(二種免許状の場合) (短期大学士を取得するために62単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は39単位必要。)	68単位以上 :「教養科目」、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する記録」、「保育実習」等
試験科目等(②)	○試験科目(筆記試験のみ) :「教職に関する科目」、「指導案の作成」	○試験科目(筆記試験・実技試験) :「保育原理」、「教育原理」など筆記試験9科目及び実技試験

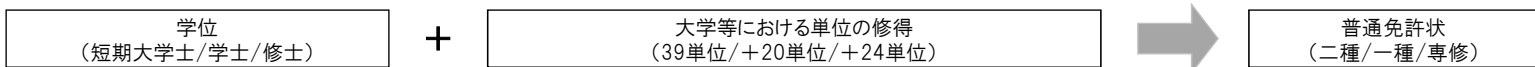
幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

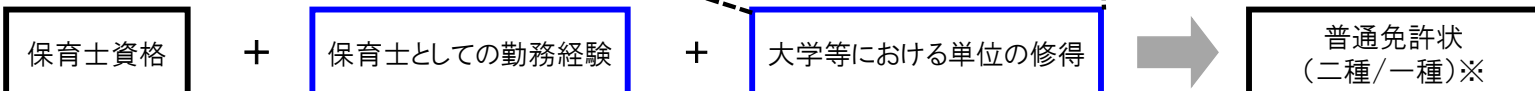
○ 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。
 認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、地域型保育事業として認可された小規模保育事業(A型及びB型)、地域型保育事業として認可された事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)、公立の認可外保育施設(へき地保育所を含む)、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

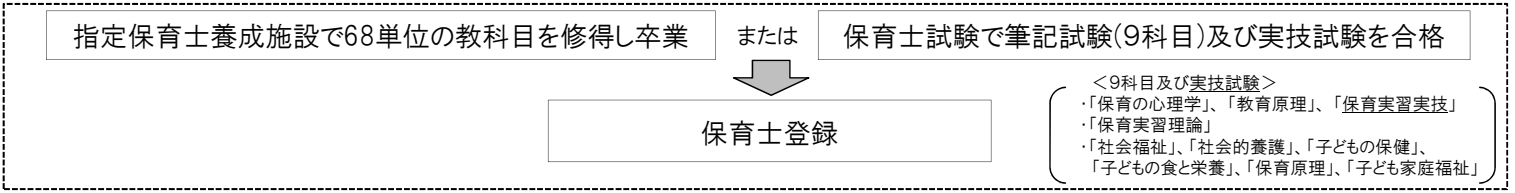
- ・保育内容の指導法 } 2単位
- ・教育の方法及び技術 } 2単位
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
- ・教育課程の意義及び編成の方法 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法 1単位

保育士資格取得の特例の概要

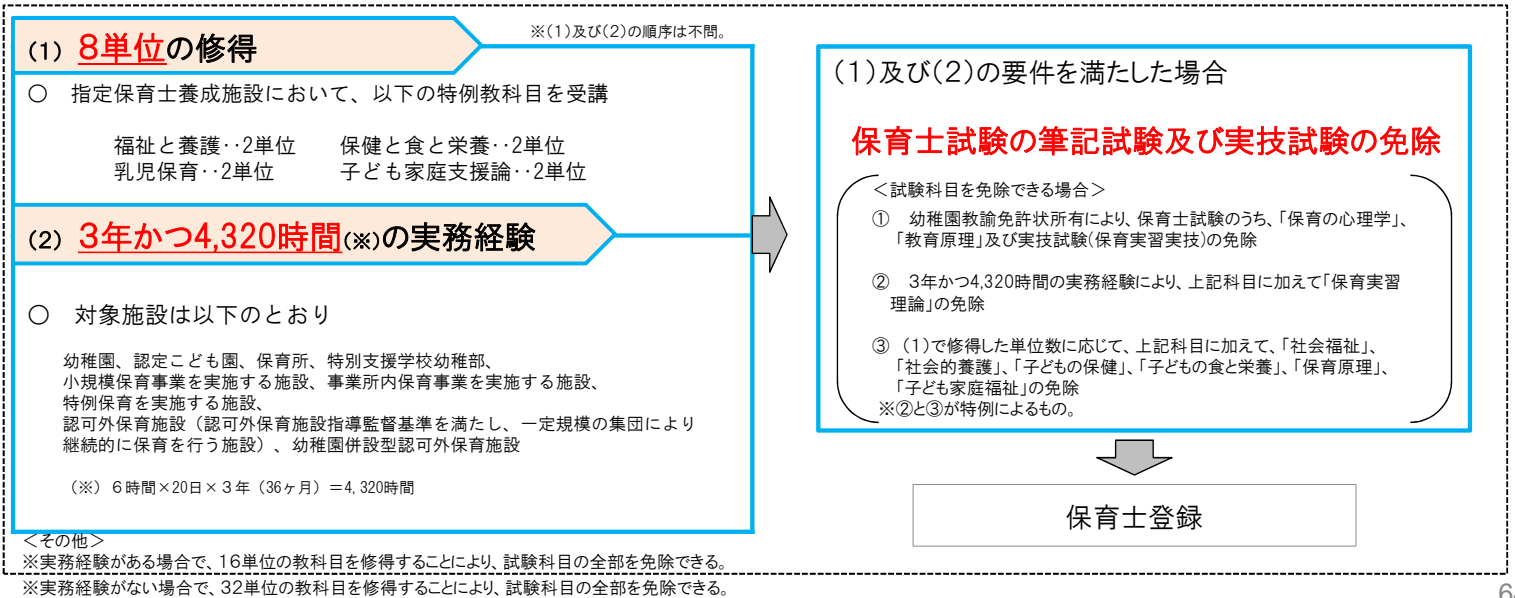
○ 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、**幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例**を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

【通常の制度】



【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者



64

幼稚園教諭等を対象とした処遇改善の措置（新制度）

これまでの対応により、幼稚園教諭の給与は、平成26年度水準と比較して**10%以上の改善**が図られるとともに、技能・経験を積んだ職員については、更に**追加的な改善（月額4万円・5千円）**を実施。

平成27年度

平成28年度

平成29年度/30年度

平成31年度

処遇改善等加算Ⅱ
(技能・経験に着目した更なる処遇改善)

最大4万円・5千円

最大4万円・5千円

処遇改善等加算Ⅰ
(賃金改善要件分)

3%

(勤続年数11年以上は4%)

3%

(勤続年数11年以上は4%)

2%

3%

(勤続年数11年以上は4%)

2%

3%

(勤続年数11年以上は4%)

1% (新しい経済政策パッケージ)

11%以上

公定価格の基本分等
(人事院勧告対応)

1.9% (H27人勤)

2.0% (H26人勤)

H26当初水準

1.3% (H28人勤)

1.9% (H27人勤)

2.0% (H26人勤)

H26当初水準

1.1% (H29人勤)

1.3% (H28人勤)

1.9% (H27人勤)

2.0% (H26人勤)

H26当初水準

0.8% (H30人勤)

1.1% (H29人勤)

1.3% (H28人勤)

1.9% (H27人勤)

2.0% (H26人勤)

H26当初水準

※人事院勧告による改善は年度当初に遡及適用

65

幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③～⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力: 全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

幼児教育の質の評価の促進

68

幼稚園における学校評価① ー関係法令

【関係法令】

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園については、第28条により準用)

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(幼稚園については、第39条により準用)

69

【幼稚園教育要領】

第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(参考)

自己評価 : 各学校の教職員等が行う評価。法令で実施等を義務化。

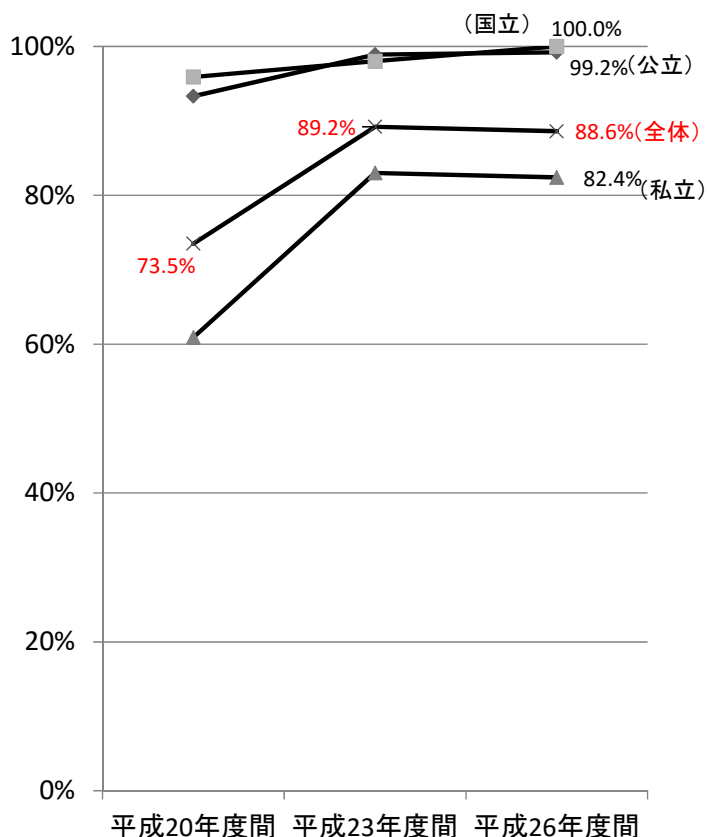
学校関係者 : 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。法令で実施等を努力義務化。

第三者評価 : 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価。法令で実施義務や実施の努力義務を課してはいない。

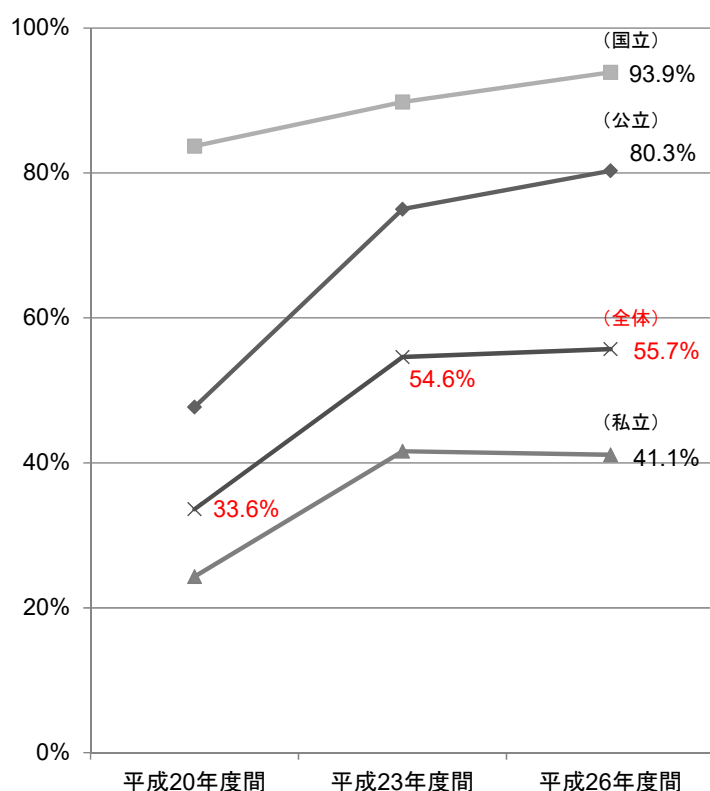
70

幼稚園における学校評価②－実施状況

<幼稚園における自己評価の実施状況>



<幼稚園における関係者評価の実施状況>



幼稚園における学校評価③－活用状況等（自己評価）

＜自己評価の活用方法＞

（平成26年度間 国公立幼稚園計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	その他
87.9%	25.0%	61.9%	49.9%	1.3%

＜自己評価の保護者や地域住民等への公表方法＞

（平成26年度間 国公立学校計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
51.6%	66.4%	5.2%	40.7%	0.5%	7.9%	2.3%	7.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」 72

幼稚園における学校評価④－活用状況等（関係者評価）

＜関係者評価の活用方法＞

（平成26年度間 国公立幼稚園計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	自己評価結果の見直しを行った	その他
42.0%	8.9%	26.8%	18.8%	12.2%	0.3%

＜関係者評価の保護者や地域住民等への公表方法＞

（平成26年度間 国公立学校計）
※割合の母数：自己評価実施校数
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
41.7%	57.1%	3.6%	36.8%	0.4%	6.2%	2.0%	13.3%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」 73

幼稚園における学校評価⑤－実施状況（第三者評価）

「第三者評価」：

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

（「幼稚園における学校評価ガイドライン」（平成23年改訂）より）

<第三者評価の実施状況>

（国公立学校種別）
※割合の母数：全学校数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成23年度間	4.2%	3.8%	4.6%	11.9%	13.5%
平成26年度間	4.5%	4.8%	5.7%	13.1%	15.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

74

幼稚園における学校評価⑥－学校評価ガイドライン

（幼稚園における学校評価ガイドラインについて）

平成20年3月に、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成。さらに、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を作成。

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の特徴

- 「学校評価ガイドライン」に準ずる。
- 幼稚園の特徴（教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等）を考慮して作成。

〔目次〕

1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義と流れ
3. 学校評価の実施・公表
4. 積極的な情報提供
 - 《別添》・学校評価の進め方のイメージ例 ・評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
 - ・学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の關係例
 - ・自己評価結果公表シート例 ・提供する情報の例

（義務教育諸学校等について）

平成18年3月「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成。

その後、平成20年に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」、平成22年に「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」、平成28年に「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」を作成。

75

幼稚園における評価

自己評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第66条、第68条
	位置付け	義務
	評価の観点	設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
関係者評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第67条、第68条
	位置付け	努力義務
	評価者	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等
	評価の観点	自己評価の結果について評価することを基本
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
第三者評価	法的根拠	なし
	位置付け	学校とその設置者の判断により実施(法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。)
	評価者	学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者
	評価の観点	教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価
	結果の扱い	第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出。評価結果については保護者等に説明や情報提供を実施(ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点等に留意して、慎重に取り扱うことが望まれる。)
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)

【参考】保育所における評価

- ・保育所における保育内容等の評価については、保育所保育指針に基づき実施。(公表は努力義務)
※「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」
- ・その他自ら行う評価については、子ども・子育て支援法、社会福祉法及び設備運営基準に定めがある。
- ・また、第三者評価については、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って実施。
(社会福祉法及び設備運営基準による。努力義務)

家庭・地域における幼児教育の支援

78

家庭・地域における幼児教育の支援 一 関係規定

家庭及び地域における幼児期の教育の支援（子育ての支援）及び預かり保育

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)抜粋

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

79

○ 幼稚園教育要領(平成29年告示)抜粋

第3章
教育課程外の教育活動など

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う
教育活動などの留意事項

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

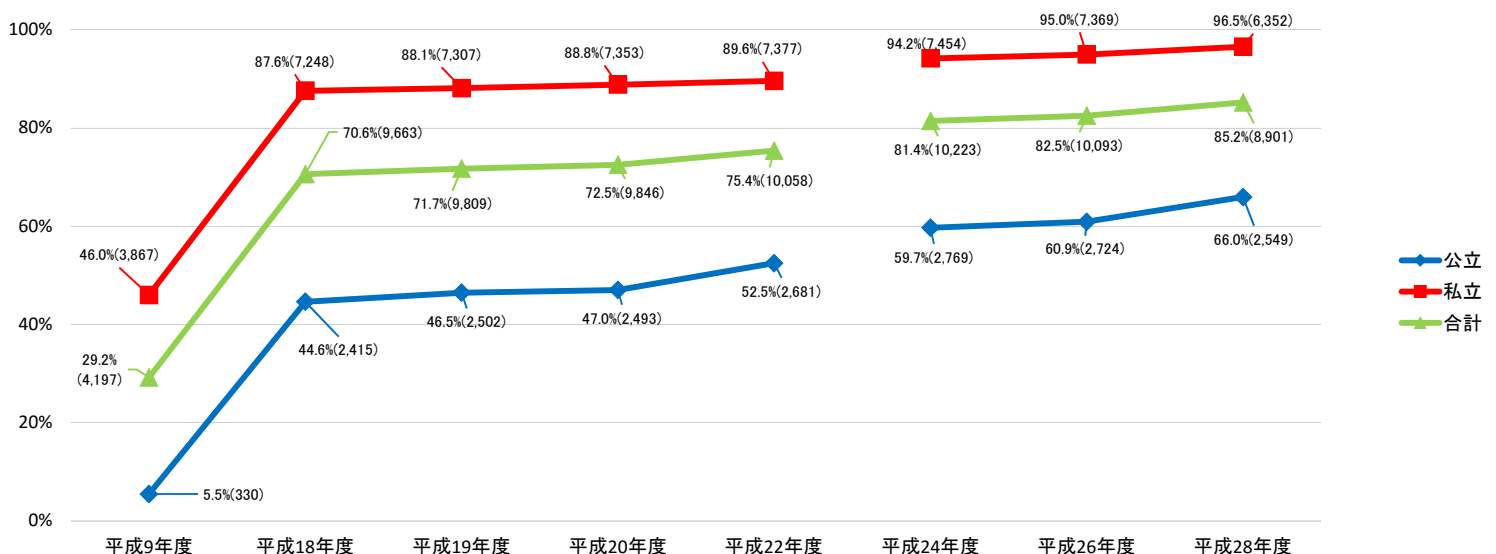
※下線部：主な改訂箇所

平成28年幼児教育実態調査より

幼稚園における預かり保育の実施状況（平成28年6月1日現在）

(1) 預かり保育の実施状況

● 平成28年6月1日現在、預かり保育を実施している幼稚園は全体の85.2%であった。
(公立：66.0%、私立：96.5%)



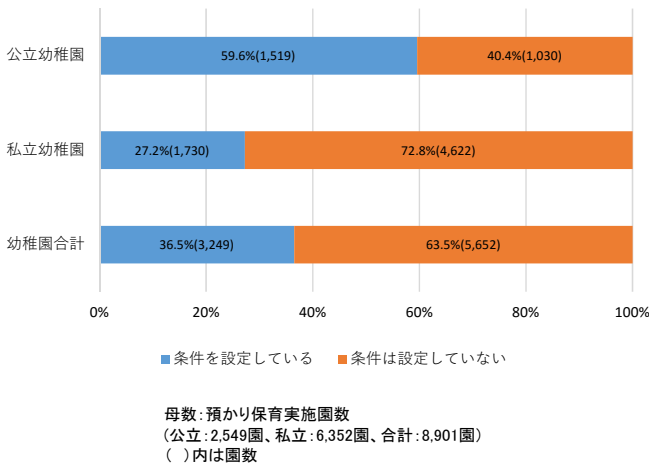
	実施園数	実施園数のうち、 私学助成（特別補助） を受けている園数	実施園数のうち、 一時預かり事業（幼稚園型） を実施している園数
公立	2,549園 (66.0%)	—	928園 (36.4%)
私立	6,352園 (96.5%)	4,464園 (70.3%)	921園 (14.5%)
合計	8,901園 (85.2%)	4,464園 (50.2%)	1,849園 (20.8%)

平成22年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園園数
平成24・26・28年度の母数：調査回答園数
(平成24年度 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)
(平成26年度 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)
(平成28年度 公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園)
()内は園数

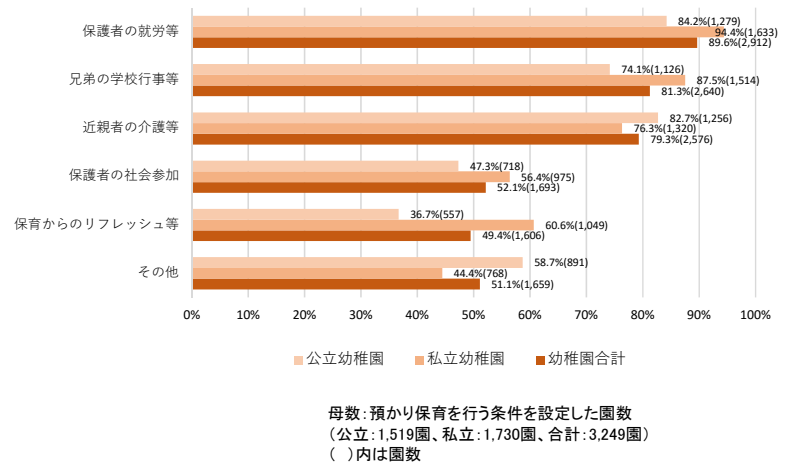
※ 左表の()内について
実施園数下の割合は調査回答園数に占める実施園数の割合
うち私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数下の割合は実施園数に占める割合

(2) 預かり保育を行う条件

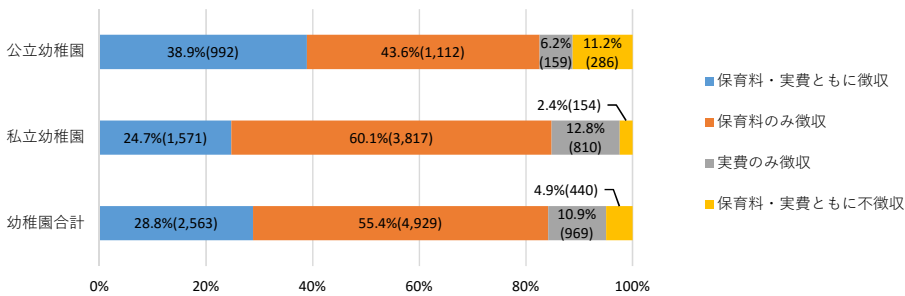
① 条件設定の状況



② 預かり保育を行う条件（複数回答）



(3) 預かり保育における料金徴収の状況



※「実費を徴収」とは、保育料以外のおやつ代等の実費を徴収している場合。
(保育料に実費を含めて一括徴収している場合には、「保育料のみ徴収」に計上。)

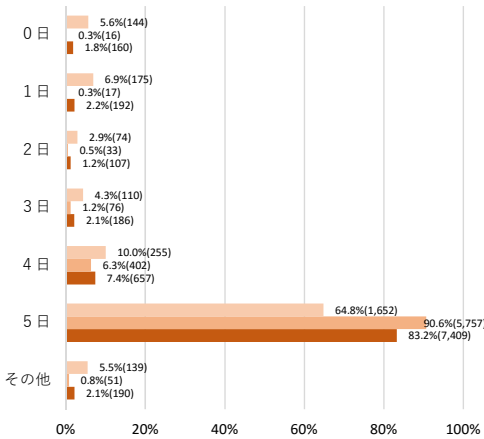
母数：預かり保育実施園総数
(公立：2,549園、私立：6,352園、合計：8,901園)
()内は園数

(4) 預かり保育の実施日数等

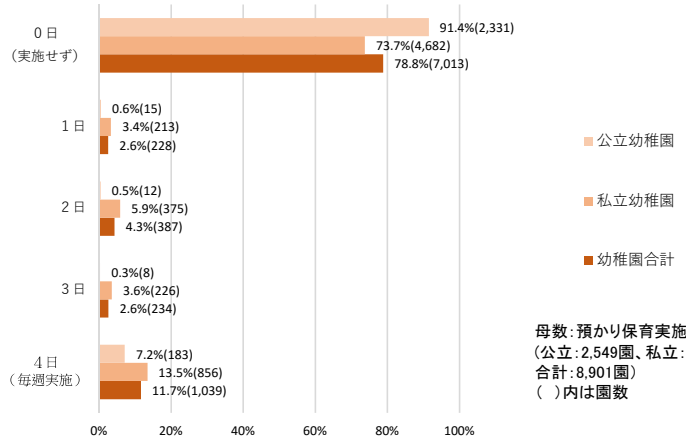
① 長期休業期間中以外の実施状況

(i) 実施状況

平日（月～金曜日）週当たりの平均実施日数



土曜日 月当たりの平均実施日数



母数：預かり保育実施園数
(公立：2,549園、私立：6,352園、合計：8,901園)
()内は園数

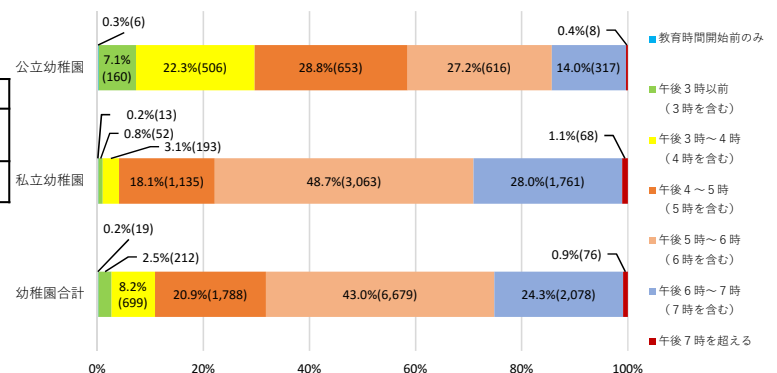
(ii) 預かり保育における受入れ幼児数

(平成28年6月20日(月)～24日(金)の平日5日間)

	公立	私立	合計
受入れのべ幼児数 (5日間)	146,481人	652,459人	798,940人
1園1日あたり	12.9人/園・日	20.8人/園・日	18.7人/園・日

※実施園数：公立 2,266園、私立 6,285園、合計 8,551園

(iii) 預かり保育の終了時間



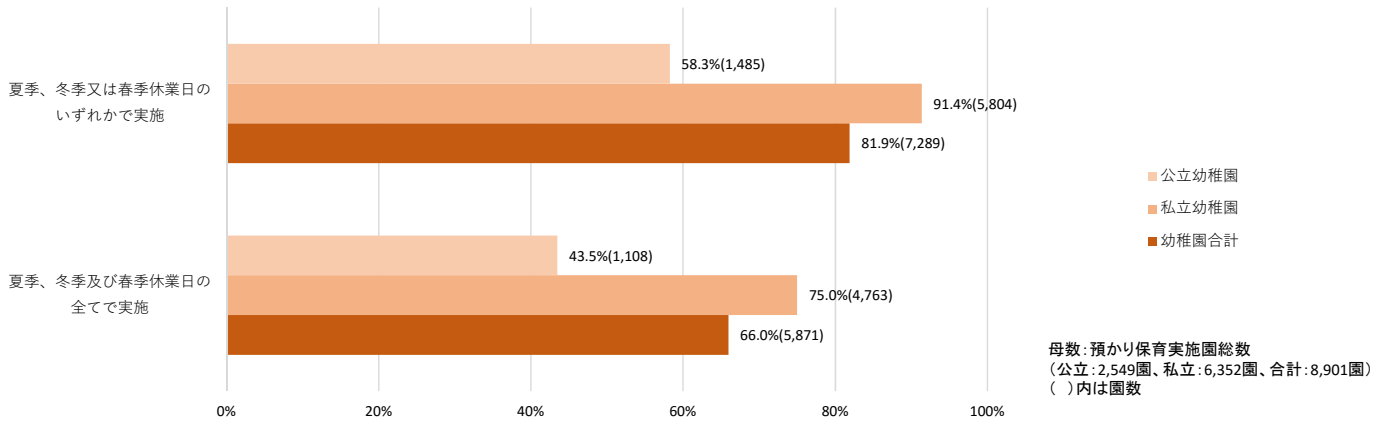
母数：長期休業期間中以外に預かり保育を実施している園の総数
(公立：2,266園、私立：6,285園、合計：8,551園) ()内は園数

(5) 預かり保育の実施日数等

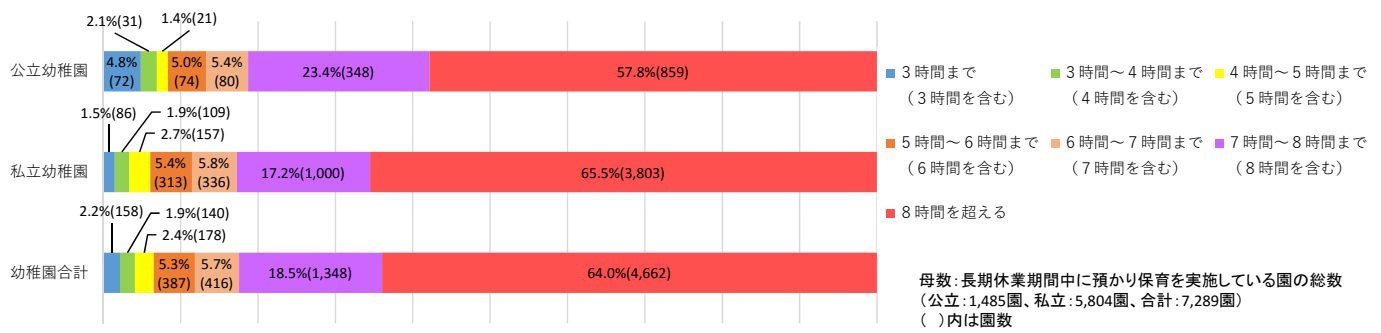
② 長期休業期間中の実施状況

※平成28年6月1日現在、預かり保育を実施している幼稚園の、平成27年度における長期休業日の預かり保育の実施状況

(i) 実施状況

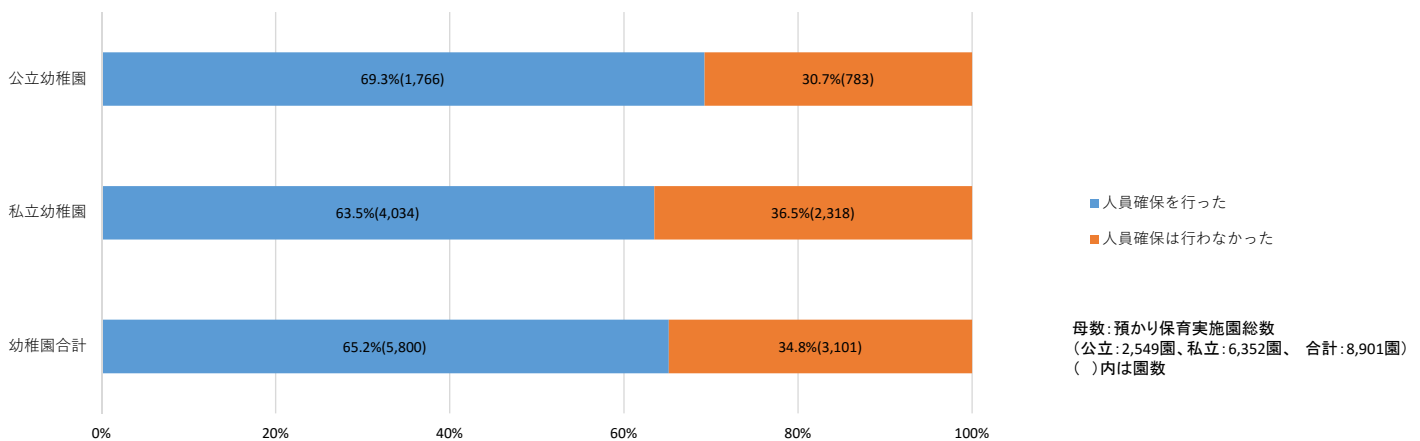


(ii) 実施時間数

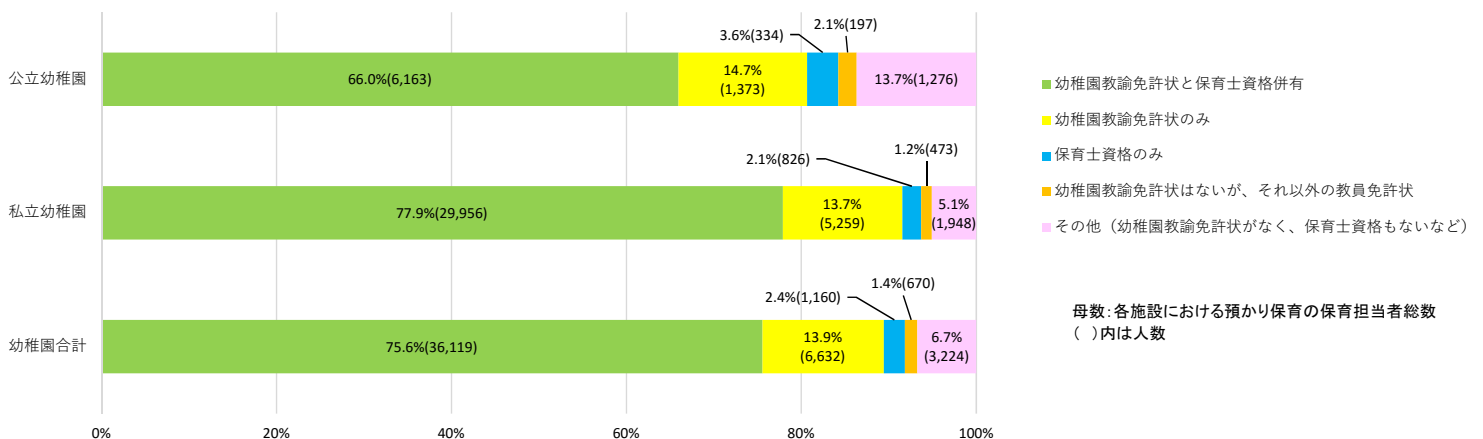


(6) 預かり保育における保育担当者の状況

① 預かり保育のための人員確保状況



② 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況

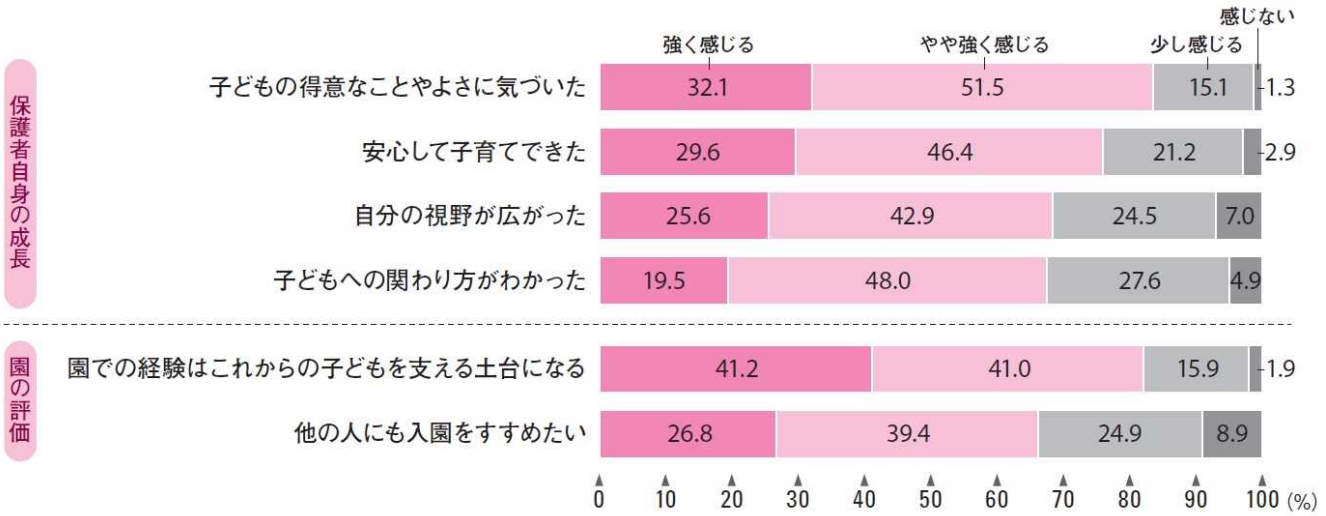


園生活を通じた保護者自身の成長

子どもの幼稚園や保育園などでの生活を通して、約7～8割の保護者は、園生活を通して保護者自身の成長も感じている。

【保護者自身の成長と園の評価】

Q 園生活を通して、以下のことをどれくらい感じますか。



(出典)ベネッセ教育総合研究所「園での経験と幼児の成長に関する調査」2016年
 【調査概要】
 調査対象: 幼稚園・保育園・認定こども園などに通う年長児をもつ保護者2,266人(母親2,060人、父親206人) ※年齢は25～49歳
 調査時期: 2016年2月19日～2月22日
 調査地域: 全国
 調査方法: インターネット調査
 調査項目: 園での子どもの経験、園の環境、園と関わる機会、園から提供される情報の参考度、園生活を通じた成長実感、子どもの「学びに向かう力」「文字・数・思考」、園の満足度など

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（H31）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） ※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【要件】

・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。

・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能

・配置職員 認可保育所と同じ
 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 ※算出される数が1人の場合でも2人以上配置

・職員資格 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※職員は常勤・非常勤を問わない）

保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）
 (当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む)

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

<補助単価額> ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算
在籍園児(1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】	
	休日(土日祝等)	800円【8時間】	
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】	
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり	
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者 約144万円	

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】 ①

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)

(※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※) 本事業の担当職員のうちに、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

88

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】 ②

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要(保存・加熱のための最低限の設備は必要)。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価(子ども1人日額)】

基本分(8時間までの利用): 1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間): 230円~690円

	~8h	9h	10h	11h~
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

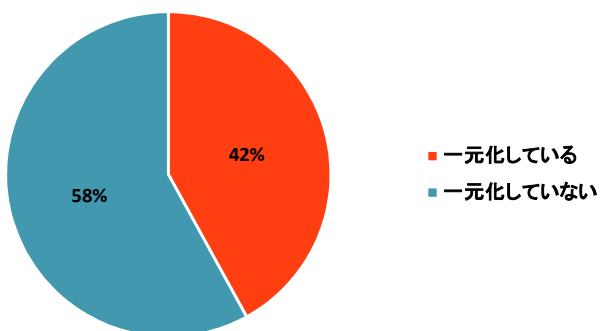
89

幼児教育を推進するための体制の構築

地方公共団体における幼児教育・保育の担当部局の一元化の状況

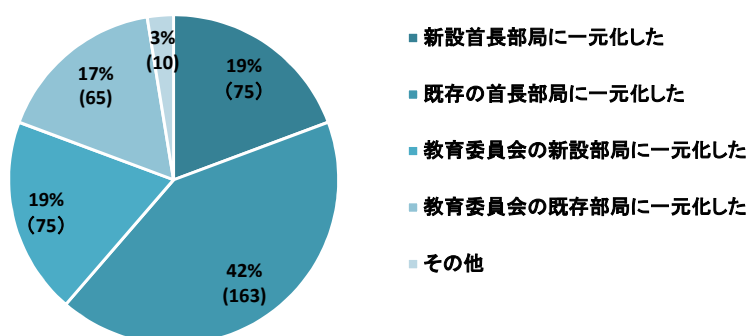
○ 地方公共団体の幼児教育・保育の担当部局の一元化は、近年増加傾向にあるものの、全体の約4割。

幼児教育・保育の担当部局の一元化



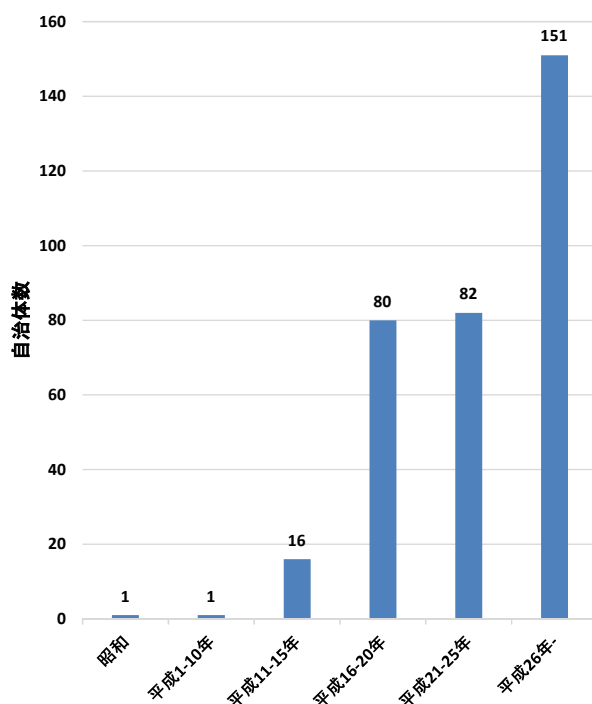
n=391

担当部局の一元化の方法



n=388

担当部局の一元化の時期



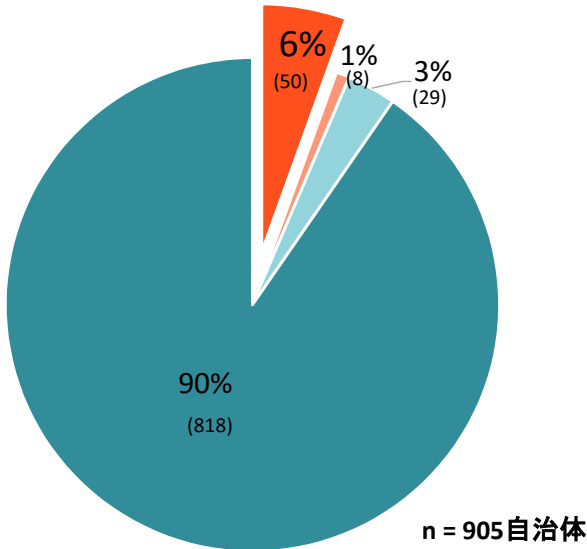
○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)
 ○ 有効回答数：931自治体(回答率：52.2%)
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書(東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策学センター)

地方公共団体における幼児教育センターの状況

○ 幼児教育センターを設置している地方公共団体は、全体の約6%。うち、約67%が教育委員会に設置。

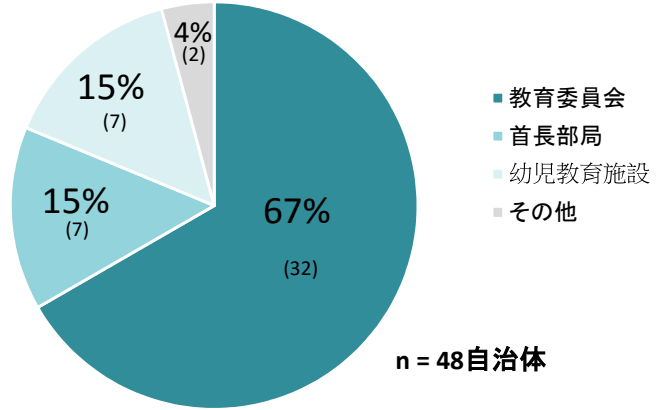
※「幼児教育センター」とは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

幼児教育センターの設置状況



- 設置している
- センターの設立は決まっており、その準備を進めている
- センターの設立を検討中である
- センターの設置は予定していない

幼児教育センターの設置場所



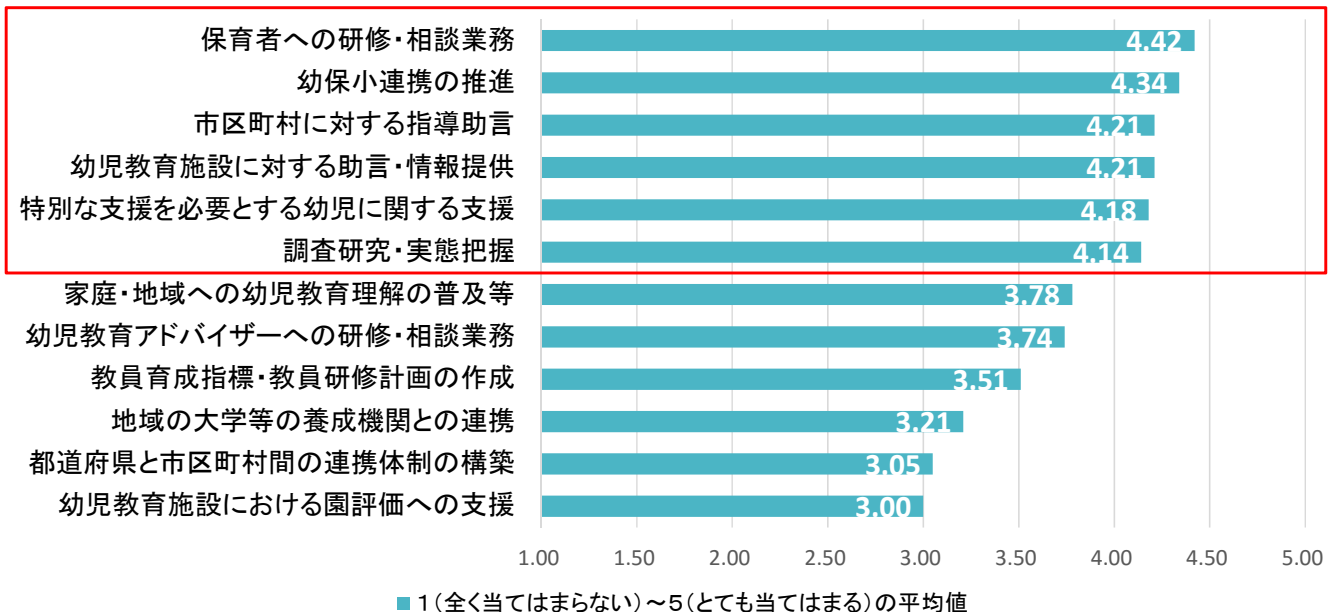
※ 未回答の自治体があるため、センターを設置する自治体数はグラフ間で一致しない。

○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
 ○ 有効回答数：931自治体（回答率：52%）
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

幼児教育センター設置の成果

幼児教育センターは、保育者への研修・相談業務、幼保小連携の推進、市区町村や幼児教育施設に対する指導助言、特別な支援を必要とする幼児に関する支援などに機能している。

幼児教育センターを設置した成果についての自治体担当者の認識



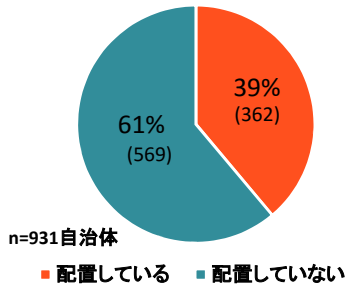
■ 1（全く当てはまらない）～5（とても当てはまる）の平均値

○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
 ○ 有効回答数：931自治体（回答率：52%）
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

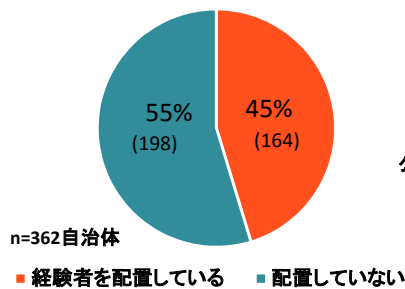
地方公共団体における幼児教育担当の指導主事、幼児教育アドバイザーの状況

- 幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体の割合は、全体の約39%。
- うち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭（園長を含む。）の経験者を配置している地方公共団体は、約45%。

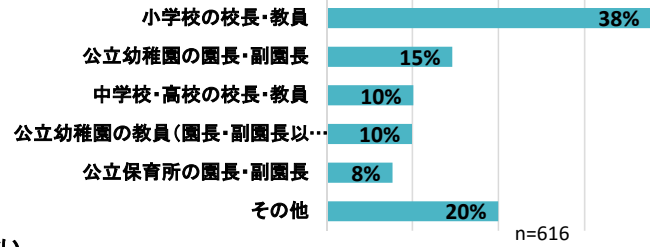
幼児教育担当指導主事の配置状況



幼児教育担当指導主事を配置する自治体のうち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の経験者を配置する自治体数



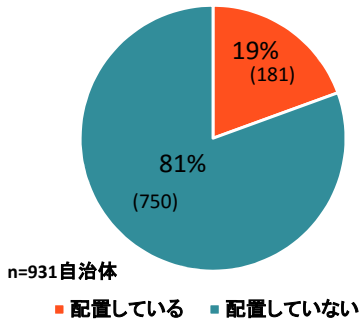
幼児教育担当主事の経歴(上位5つ)



幼児教育アドバイザーを配置している地方公共団体の割合は、全体の約19%。

※「幼児教育アドバイザー」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

幼児教育アドバイザーの配置状況

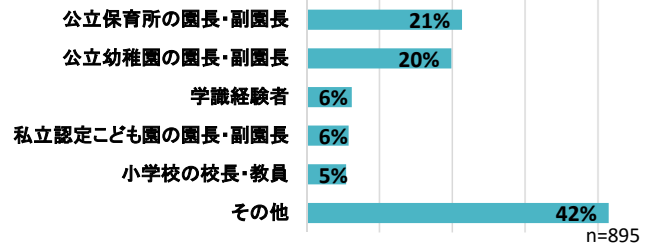


常勤/非常勤別の配置状況

	常勤	非常勤
配置割合	10%	11%
自治体数	95	106

n=931自治体

幼児教育アドバイザーの経歴(上位5つ)



○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)

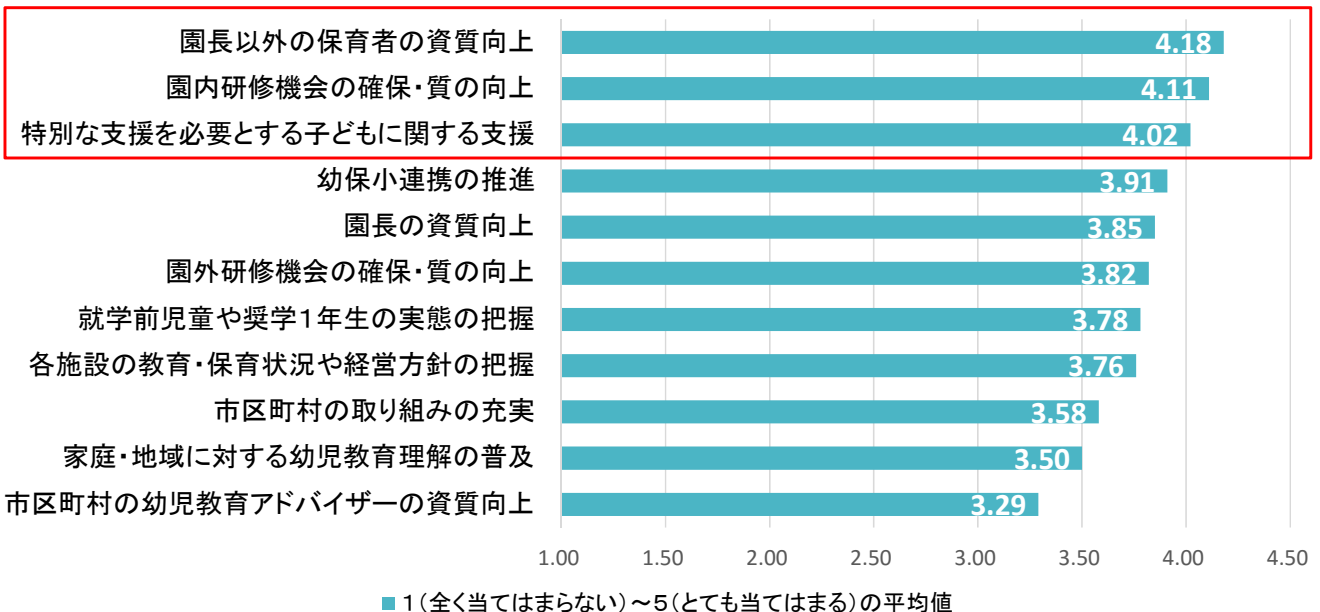
○有効回答数: 931自治体 (回答率: 52%)

○出典: 平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書 (東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)

幼児教育アドバイザー配置の成果

幼児教育アドバイザーは、保育者の資質向上、園内研修機会の確保・質の向上、特別な支援を必要とする子どもに関する支援などに機能している。

幼児教育アドバイザーを設置した成果についての自治体担当者の認識



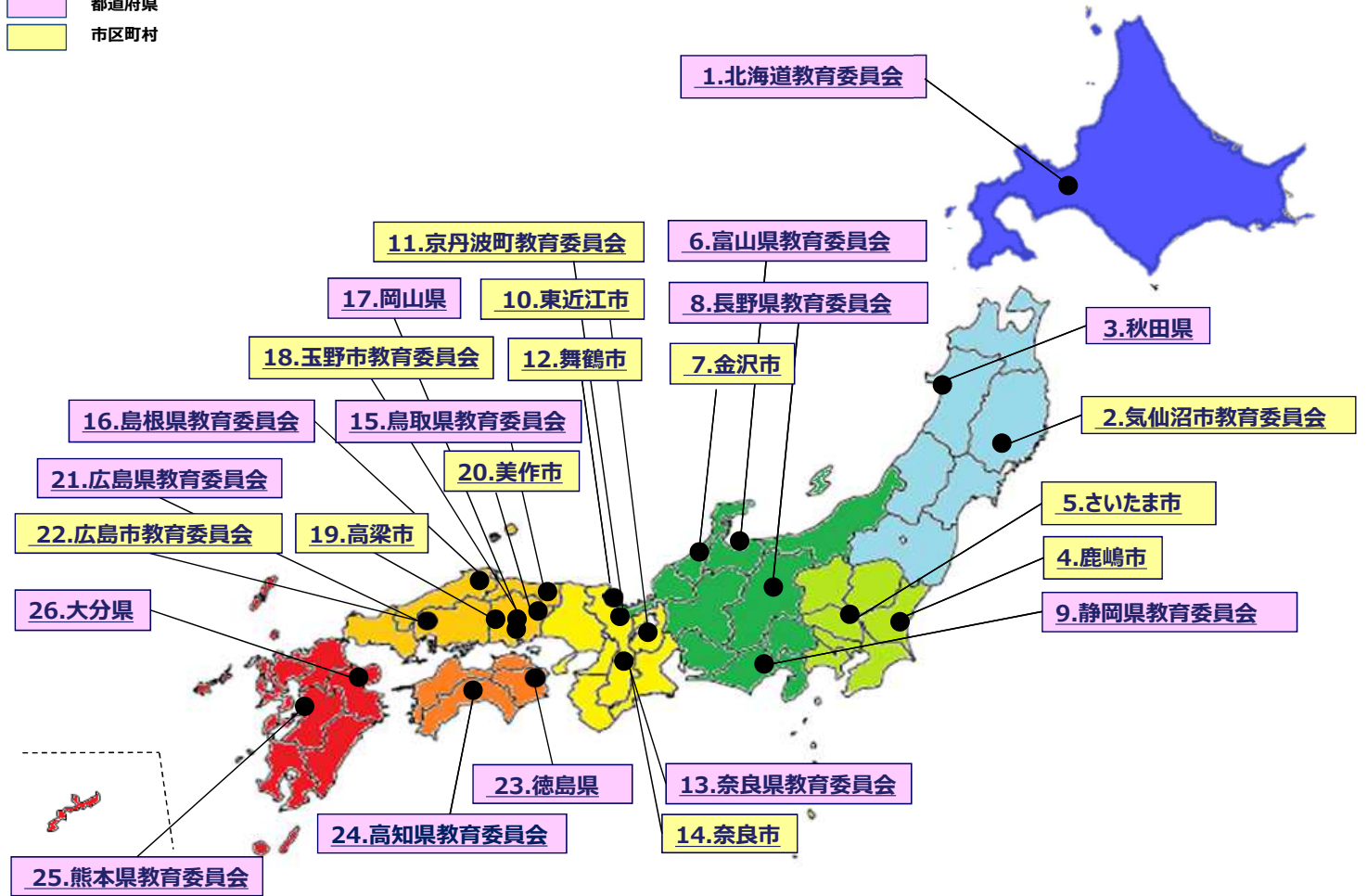
○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)

○有効回答数: 931自治体 (回答率: 52%)

○出典: 平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書 (東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)

【令和元年度】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 採択先一覧

- 都道府県
- 市区町村



【参考】

令和2年度概算要求（幼児教育関係）

幼児教育無償化の実施

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

事項要求
14,116百万円)



文部科学省

幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、2019年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

幼稚園就園奨励費補助事業＜令和元年9月まで＞ ※文科省計上予算

- 対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園
- 負担割合：国1/3以内
- 上限額：年額308,000円を限度額として、保護者の所得状況に応じて上限額を設定

無償化事業（施設等利用給付）＜令和元年10月以降＞ ※内閣府計上予算

- 対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※国立大学附属施設は国10/10。
- 上限額：月額25,700円
※国立大学附属施設は、幼稚園 月額8,700円、特別支援学校幼稚部 月額400円。



幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の在り方の研究、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への教育の充実を支援**するとともに、**Society5.0時代の先端技術の活用**も対象に教育課題に対応した実証研究等、以下の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 226百万円 (148百万円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 53百万円 (21百万円)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

幼稚園の人材確保支援事業 86百万円 (70百万円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

幼児教育の質向上のための評価支援事業 31百万円 (28百万円)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るため、各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及するとともに、各園の学校評価促進や幼児教育の質の向上に資する評価の在り方に関する調査研究を行う。

【新規】特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業 40百万円 (新規)

障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受け入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究 42百万円 (41百万円)

小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業



背景	地方公共団体の体制に関する現状と課題	幼児教育現場における現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園 ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立 ○ 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある ○ 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。 ○ 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。 ○ 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。 ○ 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。
	<p>教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない</p>	<p>保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題</p>

事業概要 地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

- 主な補助内容：**
- 体制の充実**
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
 - 体制活用のための人材育成方針**
 - ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
 - ・ 保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など
 - 体制の活用**
 - ・ 研修支援、幼小接続の推進
 - ・ 保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など
 - 域内全体への波及**
 - ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
 - ・ 都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

- 主な要件**
- ✓ 担当部局を一元化していること
 - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
 - ※ 事業開始翌年度からでも可
 - ✓ 幼児教育センターを設置していること
 - ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

○ 現職の幼稚園教諭は、**二種免許状所有者が中心**であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成(%)

	幼稚園			小学校			中学校					
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※各学校に勤務する義務教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

○ 保育士資格の併有率は約82%と高い。※文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

○ 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、**休日や長期休業期間中に履修**するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

○ 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、**半数以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。**

平成30年度

開設者数			開設状況		
教育委員会	大学	計(都道府県数)	科目数	単位数	
20	3	23	(20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

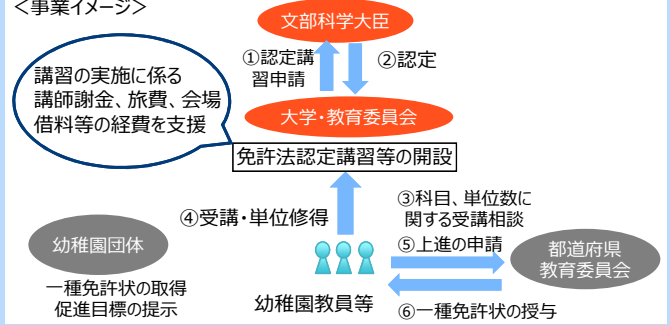
- 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務) 第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状(中略)が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

- 委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会
- *短期大学は専攻科を有する場合に限る。

<事業イメージ>



期待される効果

- 保育者の専門性の向上(特に、中堅教師のキャリアアップとして活用)
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

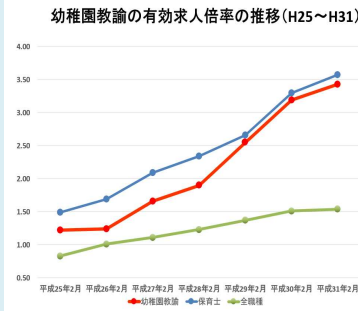
幼稚園の人材確保支援事業

背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

- ・人材不足による幼稚園運営の不安定化
- ・幼稚園における教育の質の低下
- ・担い手不足による預かり保育の収容能力の低下



【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約27%
(小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約49%)
- ・若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61% (小学校教諭：約8%)
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年 (小学校教諭：約17年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13% (小学校教諭：約27%)

事業の内容

○過去3年間の事業実施により、幼稚園団体等による新規採用促進・離職防止・再就職促進の個別の好事例を創出したが、各主体の連携や取組の横展開に課題

○自治体等が取組の中心となり、幼稚園団体・各幼稚園・養成校の取組を結びつけ、総合的な人材確保の取組を行う事例を創出

- ◇委託先(予定)：10団体
(都道府県、市区町村及び幼稚園団体)
- ◇事業規模：400万円～900万円程度

幼稚園の取組

- ・社労士等を活用した持続可能な就業規則策定
- ・ICT導入による働き方改革
- ・時短勤務・複数担任制の導入等

自治体の取組

- ・各取組を連携・コーディネート
- ・好事例の横展開
- ・他業種における人材確保の取組との連携

- ・合同就職説明会の開催
- ・幼稚園向けアプリ開発
- ・仕事の魅力発信
- ・退職者への継続的な情報支援
- ・キャリアアドバイザーの配置

- ・園と協力した魅力的な教育実習
- ・継続的な職場インターン導入
- ・コミュニケーション・保護者対応
- ・退職者への継続的な情報支援

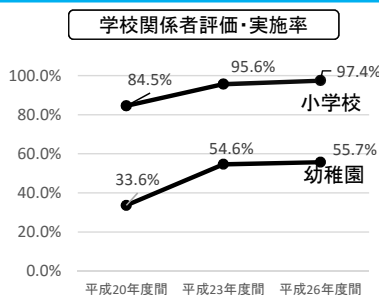
団体の取組

養成校の取組

背景 幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等における評価手法の開発や学校評価を通じた幼児教育の質の向上が求められている。幼稚園等は教育活動や園運営について評価し、その評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

【評価の現状と課題】

- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者の実施が進んでいない。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層活用していくことが必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中で有効に機能する評価の在り方の検証が必要。



【幼稚園現場の実施上の課題】

- 幼稚園は1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さく評価の実施体制が弱い。
- 他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

○ 園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、自治体や関係団体等が支援するモデル的な取組の開発・普及を通じて、学校関係者評価等の促進を図る。

○ 幼児教育の質の向上に有効な評価の在り方について検証等を行い、その成果の普及を通じて、幼稚園における評価の質の向上を図る。

事業内容

(1) 自治体等と連携した学校評価の実践研究

地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する（委託期間2年、委託先3団体）。

（支援の観点の例）

- 各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方
- カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法
- 負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法

(2) 評価の在り方についての実態検証

幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う（委託期間1年、委託先2団体）

（支援の観点の例）

- 教育改善に有効な評価の在り方
- 幼稚園の実態等に応じた評価指標の開発
- 評価結果の教育改善への活用方法

調査研究を通じて期待される効果

評価の実施の支援や評価の質に関する調査研究が進むことにより、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。

特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業

1. 外国人幼児等への教育充実支援事業

背景

入管法の改正により新たな在留資格が創設される等、在留外国人数が年々増加する中で、外国人幼児の受入れに当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1団体（事業期間3年）】

（幼稚園の特徴の例）

- 言語を体系的に教えるのではなく生活や遊びを通して教える時期であること
- 母語と日本語の両方を獲得していく必要があること
- 保護者からの子育ての相談など、子育ての支援も幼稚園の役割であること

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

外国人幼児の受入れに当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3団体（事業期間1年）】

（実証研究の視点の例）

- 幼稚園の教育制度、生活等の保護者に対するわかりやすい説明の在り方
- 外国人幼児が日本での幼稚園生活に親しんでいるために有効な教材の開発
- 外国人幼児と日本人幼児がともに学び合う活動の在り方
- 小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

2. 障害のある幼児等への教育充実支援事業

背景

個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児数は年々増加しており、受入れに当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1団体（事業期間3年）】

（幼稚園の特徴の例）

- 社会性や言語など、これから発達していく時期であること
- 早期支援のためには、障害に関する家庭の理解や連携が重要であること
- 1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さいこと

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3団体（事業期間1年）】

（実証研究の視点の例）

- 小規模な幼稚園の実態を踏まえた体制整備の在り方
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした関係機関との連携の在り方
- 早期発見に資するアセスメントの開発や活用
- 小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

調査研究を通じて期待される効果

自治体や園の研修の充実や指導上の留意事項等の研究成果の普及を通じ、受入れに当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫を行う等、適切な対応を行うことに資する。

背景

- 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

目的

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- そのため、幼児教育の教育課題に対応する調査研究を進め、次期改訂の検討の際の資料や、文部科学省が指導資料を作成する際の資料として活用する。

※前回の改訂スケジュール

2014年11月諮問 → 2016年12月答申 → 2017年3月告示 → 2018年4月実施

事業内容

○ 幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集のため、小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

【委託先：大学、研究機関、地方公共団体等 6件程度】



事業実施期間：3年間

調査研究を通じて期待される効果

改訂の検討の際に必要な幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容の充実が図られる。



106

幼稚園教育課程の理解の推進

令和2年度要求・要望額 26百万円
(前年度予算額 23百万円)



背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面实施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。

幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 令和元年度
指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」について、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 令和2年度（案）
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
・幼児期の教育と小学校教育の接続について

中央協議会（文部科学省）

（都道府県協議会の成果の発表、先進事例の発表等）

教育委員会指導主事、幼稚園園長等の参加

協議の成果報告
中央協議会への参加 等

協議主題の提示
中央協議会への参加依頼 等

都道府県協議会（教育委員会）

（新幼稚園教育要領に関する説明、専門的な研究協議等）

公立私立幼稚園教員、小学校教員等の参加

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加国数未定
- 2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

- ※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
- ※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

私立幼稚園施設整備費補助金

令和2年度要求・要望額 1,500百万円 + 事項要求
(前年度予算額 525百万円) ※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)769百万円除く

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

対象事業内容

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1. 耐震補強工事 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 |
| 2. 防犯対策工事 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事 |
| 3. 新築・増築・改築事業 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4. アスベスト等対策工事 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5. 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備 |
| 6. エコ改修事業 | … 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置 |
| 7. バリアフリー化工事 | … スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等 |

補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い(※)施設の耐震補強工事、耐震改築工事(※) 非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満 …【1/2以内】
- 上記以外 …【1/3以内】



事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

17,500百万円 + 事項要求 (2,290百万円)

※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係) 1,135百万円を除く

教育支援体制整備事業交付金

1,100百万円 (1,081百万円)

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
(新增改築、大規模改修等)
- ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
(いわゆる幼稚園部分)
- ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合：国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
(改築、増改築等)
- ・ 私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合：国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・ 幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合：国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業

- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合：認定こども園の場合…国 1 / 2、事業者 1 / 2



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合：国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合：国 1 / 2、事業者 1 / 2



園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合：国 3 / 4、事業者 1 / 4



110

私立高等学校等経常費助成費等補助（幼稚園分）の概要

令和2年度要求・要望額 273億円
(前年度予算額 271億円)

事業内容

一般補助

162億円 (+1億円)

- 園児一人当たりの単価を1.2%増
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

特別補助

111億円 (+2億円)

幼稚園等特別支援教育経費

64億円 (+1億円)

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

・対象園児数：約1.7万人 (+約200人)

教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

48億円 (+1億円)

預かり保育推進事業

37億円 (+1億円)

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

・通常の預かり保育における基礎単価の増：10万円

幼稚園の子育て支援活動の推進

11億円 (前年同額)

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

※括弧内は対前年度増減額。
単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。

特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・進学・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,800人→2,247人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。

このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗させたりするために必要な経費の一部を補助する。

また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家【拡充】(348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高めて地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。

このことから、自治体等が、特別支援学校の専門性の向上を図るため、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)や手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

112

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

令和2年度要求額 826百万円
(前年度予算額 504百万円)

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【指導・支援体制整備】

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

684百万円(410百万円)

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象：100都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

定住外国人の子供の就学促進事業

80百万円(80百万円)

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象：30都道府県・市区町村等 補助率：1/3

【教員の指導力向上】

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【拡充】

21百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(14言語)

【集住・散在地域に係る調査研究】

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究【新規】

40百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

- ・教員養成課程を置く大学へ委託 (4か所)
- 集住地域(小学校・中学校)
- 散在地域(小学校・中学校)

外国人児童生徒等教育に係る研究協議会

1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

113

その他

政府文書における幼児教育関係の記載①

○ 教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)抜粋

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標(1) 確かな学力の育成

○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等など、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。

○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。

目標(2) 豊かな心の育成

○ 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・ 多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう、幼児期からの教育の質の向上に取り組む。

<生涯の各段階>

目標(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

○ 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。(略)

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

○ 教育へのアクセス向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。
幼児教育について、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を平成31(2019)年10月から全面的に実施することを目指す。(略)

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)抜粋

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する¹⁸。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を見直すなど、円滑な実施を図る。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。(略)

¹⁸ 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。地方が支援する無償化対象でない施設については、実態把握を進めるとともに、子育て支援の観点から国と地方の役割を検討する。